

平成27年 第9回

戸田市教育委員会定例会

平成27年9月24日（木）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第9回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 議案

議案第39号 平成28年度当初教職員人事異動の方針について（案）……………当日配付

議案第40号 戸田市就学支援委員会委員の変更について…………… 1

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成27年10月22日（木）午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

(当日配付資料)

議案第39号

平成28年度当初教職員人事異動の方針について (案)

戸田市教育委員会学務課

平成28年度当初教職員人事異動の方針について（案）

戸田市教育委員会は、ここに平成28年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、戸田市立小・中学校長をはじめ関係各位の積極的な取り組みを願いたい。

平成27年9月 日

戸田市教育委員会

- (1) 市内の小学校から中学校へ転校する児童
- (2) 市内の中学校から小学校へ転校する児童
- (3) 市内の小学校から小学校へ転校する児童
- (4) 市内の中学校から中学校へ転校する児童
- (5) 市内の小学校から中学校へ転校する児童
- (6) 市内の中学校から小学校へ転校する児童
- (7) 市内の小学校から小学校へ転校する児童
- (8) 市内の中学校から中学校へ転校する児童
- (9) 市内の小学校から中学校へ転校する児童
- (10) 市内の中学校から小学校へ転校する児童
- (11) 市内の小学校から小学校へ転校する児童
- (12) 市内の中学校から中学校へ転校する児童
- (13) 市内の小学校から中学校へ転校する児童
- (14) 市内の中学校から小学校へ転校する児童
- (15) 市内の小学校から小学校へ転校する児童
- (16) 市内の中学校から中学校へ転校する児童
- (17) 市内の小学校から中学校へ転校する児童
- (18) 市内の中学校から小学校へ転校する児童
- (19) 市内の小学校から小学校へ転校する児童
- (20) 市内の中学校から中学校へ転校する児童

平成28年度当初戸田市立小・中学校教職員人事異動の方針（案）

戸田市教育委員会

- 1 埼玉県教育委員会の「平成28年度当初教職員人事異動の方針」及び「平成28年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」に基づき、埼玉県教育委員会及び各市町村教育委員会との緊密な連携のもと、円滑、適正な人事異動を行い、本市学校教育の充実と進展を図る。
- 2 本市の現状を踏まえ、教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、長期的展望に立った人事異動を積極的に進める。
- 3 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先して行う。
- 4 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。特に、7年以上の者については、積極的且つ計画的に異動を行う。
- 5 新採用以来在職する教職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- 6 次の事項に該当する教職員（教頭及び主幹教諭を除く）については、原則として異動を行わない。
 - (1) 同一校在職3年未満の者
 - (2) 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - (3) 休職中の者
- 7 管理職候補者名簿登録者については、豊かな職務経験を得させるため、積極的に異動を行う。
- 8 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。



教 県 第 3 9 0 号
平成27年8月31日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・特別支援学校長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長
県西南部地域特別支援学校（仮称）
開設準備室開設準備委員長

様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

平成28年度当初教職員人事異動の方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、各関係機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

平成28年度当初教職員人事異動の方針について

本委員会は、ここに平成28年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

平成27年8月31日

埼玉県教育委員会委員長 野村 浩一

（敬） さいたま市教育委員会委員長 野村 浩一 埼玉県教育委員会

（注） 本方針は、平成27年度当初人事異動の方針を踏まえ、平成28年度当初人事異動の方針として、各市町村教育委員会に通知する。また、各市町村教育委員会に通知する際は、本方針を踏まえ、各市町村教育委員会の意向を踏まえ、各市町村教育委員会に通知する。

平成28年度当初教職員人事異動の方針

1 基本方針

「第2期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下の(1)から(5)に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。特に、教職員の年齢構成不均衡を解消するため、広範な人事の交流に努める。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、特に市町村教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。
- (5) 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。

2 退職

- (1) 退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第4号）の定めるところによる。
- (2) 教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勸奨退職制度の活用を図る。

3 転任・転補

- (1) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。
- (3) 魅力ある学校づくりの推進を目指し、各学校における教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。
- (4) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。

(7) 教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間の人事の交流に努める。

(8) 校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

4 採用等

(1) 教職員の採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行う。

(2) 校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を任用する。
なお、若手管理職の登用に努める。

(3) 定年退職者等の再任用については、職員の再任用に関する条例（平成13年埼玉県条例第6号）の定めるところによる。

5 さいたま市との人事交流

さいたま市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校との人事交流については、さいたま市教育委員会との協議の上行う。



教小第247号
平成27年9月1日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・特別支援学校長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

平成28年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項
について(通知)

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。
なお、実施に当たっては、「平成28年度当初教職員人事異動の方針について」を踏まえ
各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう
格段の御尽力をお願いします。
また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配慮願います。

平成28年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

平成28年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「平成28年度当初教職員人事異動の方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 退職について

- (1) 定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- (2) 平成28年3月31日現在、満45歳以上定年年齢未満で、勤続20年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号）の勸奨条項を適用する。
なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、平成27年12月8日とする。

2 転任・転補について

- (1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動の方針及び細部事項に基づいて行う。
- (2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
 - ア 同一校在職3年未満の者
 - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - ウ 休職中の者
- (4) 経験豊かな教員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。
特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。
- (5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。
特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
- (6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。
- (7) へき地及びこれに準ずる地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。
- (8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
- (9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。
- (10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。
特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。

- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。
特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。
また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正及び免許外教科担任の削減を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。

3 採用等について

- (1) 教員・事務職員の新規採用については、採用候補者名簿に登載された者の中から、全県的視野に立って行う。
- (2) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- (3) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
なお、若手管理職の登用に努める。
- (4) 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。
- (5) 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。
- (6) 定年退職者等の再任用職員については、職員の再任用に関する条例（平成13年埼玉県条例第6号）によるものとし、従前の勤務実績に基づく選考により、採用する。
なお、採用にあたっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

4 さいたま市との人事交流について

さいたま市立小学校・中学校・特別支援学校の教職員との人事交流については、埼玉県教育委員会とさいたま市教育委員会が協議して行う。

5 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

- (1) 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
- (2) 教育事務所長は、上記(1)の計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の理解と協力を得て、広域的な異動を推進する。

戸田市就学支援委員会 委員の変更について

(1) 委嘱の解除

戸田市立笹目中学校 教諭 佐藤 真弥

一身上の都合による

委嘱の解除日：平成27年11月20日

(2) 補欠委員（委嘱）

戸田市立笹目中学校 教諭 齊藤 智恵子

委嘱期間：平成27年11月21日から

平成28年 3月31日まで

(参考)

- ・ 特別支援学級担任
- ・ 特別支援学校経験6年（春日部特別支援学校）
- ・ 所持免許：中学校2種（音楽）、
特別支援学校単位取得

平成27年度 戸田市就学支援委員会委員 名簿

No.	役 職	所 属	職 名	氏 名	ふ り が な	条 例 の 選 出 区 分
1	委 員	和光特別支援学校	教 諭	葩 島 永 恵	はいしま ひさえ	第3条2項(1)学識経験者
2	〃	和光南特別支援学校	教 諭	大 石 正 美	おおいし まさみ	第3条2項(1)学識経験者
3	〃	あすなる学園	施設長	島 崎 利 行	しまざき としゆき	第3条2項(1)学識経験者
4	〃	市民医療センター	診療室長	久保田 千鶴	くぼた ちづる	第3条2項(2)医師
5	〃	笹目中学校	校 長	樋 口 哲 男	ひぐち てつお	第3条2項(3)戸田市立小・中学校校長及び教員
6	〃	笹目東小学校	校 長	高 橋 博 美	たかはし ひろみ	〃
7	〃	戸田第一小学校	教 諭	野 崎 隆	のざき たかし	〃
8	〃	戸田第二小学校	〃	町 田 貴 子	まちだ たかこ	〃
9	〃	新曾小学校	〃	飯 田 厚 美	いいだ あつみ	〃
10	〃	美谷本小学校	〃	鈴 木 薫	すずき かおる	〃
11	〃	笹目小学校	〃	仲尾次 明美	なかおじ あけみ	〃
12	〃	戸田東小学校	〃	北 田 真由美	きただ まゆみ	〃
13	〃	戸田南小学校	〃	松澤 実代子	まつざわ みよこ	〃
14	〃	喜沢小学校	〃	多 田 藍	ただ あい	〃
15	〃	笹目東小学校	〃	鍋 嶋 忠 大	なべしま ただひろ	〃
16	〃	新曾北小学校	〃	出 口 志 序	でぐち しのぶ	〃
17	〃	美女木小学校	〃	川 瀬 彩 子	かわせ あやこ	〃
18	〃	芦原小学校	〃	土 橋 早 苗	どばし さなえ	〃
19	〃	戸田中学校	〃	大久保 恵子	おおくぼ けいこ	〃
20	〃	戸田東中学校	〃	庄 司 亜里紗	しょうじ ありさ	〃
21	〃	美笹中学校	〃	藤 村 葉 子	ふじむら ようこ	〃
22	〃	喜沢中学校	〃	原 田 博 史	はらだ ひろふみ	〃
23	〃	新曾中学校	〃	城 由美子	しろ ゆみこ	〃
24	〃	笹目中学校	〃	佐 藤 真 弥	さとう まや	〃
25	〃	喜沢小学校 (発達・情緒通級担当)	〃	関 根 あけみ	せきね あけみ	〃
26	〃	新曾小学校 (ことばの教室担当)	〃	富 樫 富 士 子	とがし ふじこ	〃
27	〃	福祉保健センター	主 幹	渡 辺 純 子	わたなべ じゅんこ	第3条2項(4)市の職員
28	〃	保育幼稚園課	〃	角 田 洋 子	かくた ようこ	〃
29	〃	学 務 課	〃	梅 野 博	うめの ひろし	〃

平成27年度 戸田市就学支援委員会調査専門員 名簿

No.	役員	学校名	職名	氏名	ふりがな	条例の選出区分
1	調査専門員	戸田第一小学校	教諭	野崎 隆	のざき たかし	第7条
2	〃	戸田第二小学校	〃	町田 貴子	まちだ たかこ	〃
3	〃	新曾小学校	〃	飯田 厚美	いいた あつみ	〃
4	〃	笹目小学校	〃	仲尾次 明美	なかおじ あけみ	〃
5	〃	戸田南小学校	〃	松澤 実代子	まつざわ みよこ	〃
6	〃	笹目東小学校	〃	鍋嶋 忠大	なべしま ただひろ	〃
7	〃	新曾北小学校	〃	出口 志序	でぐち しのぶ	〃
8	〃	美女木小学校	〃	川瀬 彩子	かわせ あやこ	〃
9	〃	戸田中学校	〃	大久保 恵子	おおくぼ けいこ	〃
10	〃	美笹中学校	〃	藤村 葉子	ふじむら ようこ	〃
11	〃	喜沢中学校	〃	原田 博史	はらだ ひろし	〃
12	〃	笹目中学校	〃	佐藤 真弥	さとう まや	〃
13	〃	喜沢小学校 (発達・情緒通級担当)	〃	関根 あけみ	せきね あけみ	〃
14	〃	新曾小学校 (ことばの教室担当)	〃	富樫 富士子	とがし ふじこ	〃

事務局	指導課教育センター	副主幹	佐藤 直子	さとう なおこ	第8条
事務局	指導課教育センター	副主幹	杉森 雅之	すぎもり まさゆき	〃

戸田市就学支援委員会条例

(設置)

第1条 障害のある児童、生徒及び就学予定の幼児（以下「障害児」という。）に対し、就学に係る適切な教育的支援を行うため、戸田市就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害児の障害の種類及び程度の判断に関すること。
- (2) 障害児の就学に係る教育的支援に関すること。
- (3) その他障害児の就学に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員31人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 医師 2人以内
- (3) 戸田市立小・中学校校長及び教員 22人以内
- (4) 市の職員 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長

が決するものとする。

4 委員長が特に必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局指導課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

教育委員提案について

平成27年第9回教育委員会(定例会)

平成27年9月24日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案について

ページ

- ① 第3次戸田市教育振興計画策定の進捗状況について…………… 1
(教育総務課)

第3次戸田市教育振興計画策定の進捗状況について

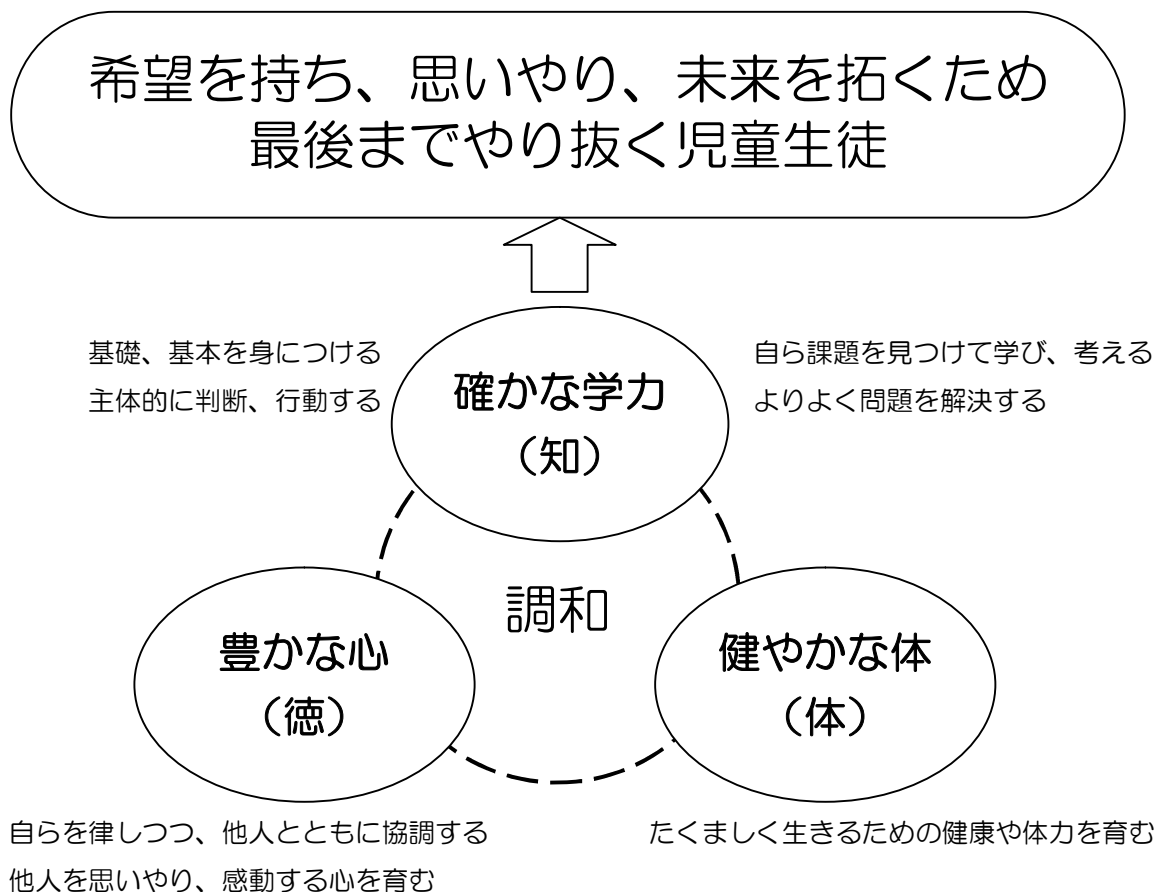
計画の基本理念

生き生きと 共に育む 教育のまち 戸田

計画の基本目標

- 1 やり抜く力を育む教育を推進する
～確かな学力と生徒指導の充実を図る～
- 2 よりよい教育環境を整備する
～官学民及び家庭・地域と連携し、知のリソースの活用を図る～

目指す児童生徒「とだっ子」像



戸田市の教育をめぐる課題と対応の方向性

戸田市の教育等を取り巻く現状についての各種データ、アンケート、ヒアリング結果等をもとに、戸田市の教育をめぐる主な課題と課題解決に向けた方向性を整理しました。

	社会情勢	市の動向・統計・第2期計画の検証	アンケート調査・団体等ヒアリング調査
① 確かな学力の育成に向けて	<p>※【国】は【国の第2期教育振興基本計画】</p> <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「知識基盤社会」の、本格的到来 ●学習意欲は一部改善するが、算数・数学、理科の関心が低い ●保護者の経済力など家庭環境に起因する問題などもあり、生活保護等の福祉行政などとの連携も求められる 	<p>※【施策評価】は【市で平成26年度に実施した施策評価シート】</p> <p>【施策評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「授業がわかり、興味・関心や意欲をもって取り組んでいる児童生徒の割合」に関する調査では、小・中学校ともに、前年同様程度の数値となっており、一層の充実を図る必要がある。 ●小・中学校とも学年が上がるごとに各指標が低下する傾向にあり、各学校における授業の工夫が必要である。 ●国・県の調査から、個に応じた指導と基礎学力定着及び授業規律の徹底を図る必要がある。 ●学習指導要領実施への対応については、量的な面（授業時数）は達成されている。今後、質的な面において、その趣旨を一層反映させる必要がある。 	<p>※【アンケート】は【本計画策定にあたって実施した①小・中学生、②教職員、③市民を対象に、平成26年8～9月実施のアンケート調査結果】</p> <p>※【団体等ヒアリング 課題キーワード】は【本計画策定にあたって実施した①幼稚園・保育園・小学校・中学校、②特別支援教育、③相談関係、④地域活動の4分野の団体等を対象に、平成26年12月に実施したヒアリング調査結果から整理した課題のキーワード】</p> <p>【アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校が「楽しい」の割合が前回比較で減少（57.6%→47.7%）。 ●今の学校生活などでの悩みや困ったことでは、小学生、中学生で「成績がなかなか上がらない」「勉強がよくわからない」が上位。 ●担任・担当している学級の子供について、困ったことや問題と感ずることは、「勉強がよくわからない子供が多い」が上位（38.4%）。
② 豊かな心の育成に向けて	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の中での孤立化 ●規範意識や社会性の育成に課題 	<p>※【施政方針】は【平成27年度の施政方針】</p> <p>【施政方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●近年、青少年の体験学習の機会が減少しており、その「機会」の提供が求められている。 ●いじめは絶対に許さないという強い姿勢のもと、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化する。 <p>●「戸田市いじめ防止基本方針」策定（H26.5）</p>	<p>【アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今の学校生活などでの悩みや困ったことでは、小学生、中学生で「自分に自信がない」「将来進みたい方向がわからない」が上位。 ●今の学校生活などでの悩みや困ったことでは、「友だちにいじめられる」が小学生で4.9%、中学生で1.5%。 ●今の学校生活などでの悩みや困ったことでは、「特に悩みや困ったことはない」が小学生で29.9%、中学生で12.6%へと低下。 ●担任・担当している学級の子供について、困ったことや問題と感ずることは「物事に対し、無気力である」が上位（33.4%）。 ●社会生活に役立つ力をつけるために必要な取組では、教職員、市民とも「集団活動の中で社会性を育む」が最上位。 <p>【団体等ヒアリング 課題キーワード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会性・コミュニケーション力の不足 ●いじめ、不登校、非行の問題 ●スマートフォン等の適正利用 ●自己肯定感の欠如
③ 健やかな体の育成に向けて	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運動をする子としない子の二極化傾向 ●現代的健康課題の多様化・深刻化 	<p>※【提言書】は【戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議提言書（H27.3）】</p> <p>【提言書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然環境を生かした「わんぱく教育」の推進 <p>【施政方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校給食については引き続き放射性物質の測定と食材アレルギーへの対応策を継続し、安心・安全でおいしい給食の提供に努める。 	<p>【アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康や体力の問題では、小・中学生で「寝不足である」「疲れがたまっている」「持久力がない」が上位。 ●健康や体力の問題では、市民で「運動不足である」が最上位。 ●今の学校生活などでの悩みや困ったことでは、小・中学生で「運動が苦手である」が上位。 ●担任・担当している学級の子供について、困ったことや問題と感ずることは、「朝、食事をしてこない子供がいる」が25.8%。 <p>【団体等ヒアリング 課題キーワード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運動等・活動の場の確保
④ 国際化の進展の中で、活躍できる人材の育成に向けて	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グローバル化の進展 ●「知識基盤社会」の本格的到来（再掲） 	<p>【施政方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●着実に成果を上げている英語教育については、引き続きALTの全校配置を行い、更なる充実を図る。 	<p>【アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●戸田市の教育について「良い」とするものは、教職員で「小学校の英語活動」「情報教育」が上位。

主な課題まとめ	課題解決に向けた方向性
●学習意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しく理解しやすい授業の実施に向けた指導力の向上 ・基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用に向けた取組の充実 ・21世紀型能力※の育成を目指した授業改善（アクティブ・ラーニング※の実施、協調学習の推進） ・苦手教科の克服に向けたきめ細かい指導の充実 ・ICT教育の充実 ・学力テストの積極的な活用 ・キー・コンピテンシー※を育成する授業の革新 ・最適なカリキュラム・デザイン※の構築 ・放課後等を活用した学習支援の充実 ・家庭と連携した主体的な学習態度の涵養 ・家庭の教育力向上に向けた支援の充実 ・家庭と連携した学習習慣の確立 ・学習機会の確保
●学力の維持・向上	
●生活習慣の乱れ	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域と連携した適切な生活習慣の確立【再掲】
<ul style="list-style-type: none"> ●人を思いやる気持ちの涵養 ●規範意識の向上 ●生活体験・社会体験の不足 ●コミュニケーション力の不足 ●いじめ・不登校・非行 	<ul style="list-style-type: none"> ・生命や人権を尊重する態度の育成 ・他者を思いやれる社会性・規範意識の涵養 ・戸田市いじめ防止基本方針による生徒指導体制の強化 ・戸田市生徒指導アクションプランの実践に基づいた指導体制の充実 ・自己肯定感の涵養 ・相談体制の充実 ・ボランティア活動等、様々な体験学習機会の充実 ・家庭・地域と連携した多様な世代との交流・体験機会の充実
●スマートフォン等の利用にともなう問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン等の適切な利用に関する指導の充実
●不安・悩みへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・不安や悩みを抱える児童生徒・保護者に対する相談支援体制の充実 ・相談に適切に対応できる教職員の技能向上に向けた取組の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●適切な生活習慣の定着 ●体力の維持・向上 ●運動習慣の定着 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭と連携した健康な食生活・運動習慣の確立 ・各学校の特色を生かした体育活動の推進 ・地域の特色を生かした運動機会の充実 ・自然環境を生かした「わんぱく教育」の推進
●自分で解決する力の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら問題を見つけ、解決する能力の育成 ・将来の仕事や生活に応用できる知識・技能の定着 ・持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ・21世紀型能力※の育成を目指した授業改善（アクティブ・ラーニング※の実施、協調学習の推進）【再掲】
●コミュニケーション力の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・国語教育の充実 ・外国語教育の充実 ・情報教育の充実

新体系		
1 やり抜く力を育む教育を推進する ↳ 確かな学力と生徒指導の充実を図る	① 確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●楽しく、わかり、のばす授業の充実（確かな学力の育成） ●学習意欲の向上と学習習慣の確立 ●学習機会の確保と学習支援
	② 豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●情操を豊かにする教育の充実 ●道徳実践力や規範意識・社会性の育成 ●生徒指導と相談・支援体制の充実
	③ 健やかな体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●健康・保健教育の推進 ●健康づくり・体力向上の推進
	④ 活躍できる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●能動的に課題を見つけ対応する力の育成 ●国際社会で活かせるコミュニケーション力の育成

	社会情勢	市の動向・統計・第2期計画の検証	アンケート調査・団体等ヒアリング調査
⑤ 向 け の 新 し い 学 習	【国】 ●地域の実情に応じて、学校内外の様々な知恵・資源を取り入れていくことが必要。	【施政方針】 ●デジタル教科書やパソコンなどにより、ドリル学習ができる学習支援システムなどのデジタル教材を効果的に活用し、楽しくわかる授業を充実する。	
⑥ 教 員 の 資 質 向 上 ・ 支 援 に 向 け て	【国】 ●引き続ききめ細かく高い教育の指導体制について必要。 ●学校等の在り方も、児童生徒の教育である時に、多様な人が集まり創造する点で深化していくことが期待される。 ●ICT等を活用した効果的・効率的なネットワーク形成や校務の改善を図ることが必要。		【アンケート】 ●健康や体力の問題では、教職員で「疲れがたまっている」が最上位（53.9%）。 ●最近、悩んだり困ったりしたことがあるかでは、教職員で「いつも／ときどきある」が約7割。内容は「学級経営・学習指導のこと」が5割強、「生徒指導のこと」が約4割。 ●担任・担当している学級の子供について、困ったことや問題と感ずることは、「落ち着いて授業を受けられない子がいる」が最上位（55.2%）。 ●今後、希望する研修では「わかる授業、興味をもたせる授業のための研修」、「子供の悩みを理解するためのカウンセリング研修」が上位。 【団体等ヒアリング 課題キーワード】 ●教員の資質向上 ●教員を支える仕組み ●子供と向き合う時間の確保
⑦ 学 校 施 設 ・ 設 備 の 充 実 に 向 け て	【国】 ●震災の教訓として、全ての児童・若者が耐震化等の施された安全な学校施設で安心して学ぶことができる環境整備の重要性。	【施政方針】 ●老朽化した学校施設の大規模改修を計画的に進める。 ●非構造部材の耐震化は、緊急性が高いことから着実に実施する。	【アンケート】 ●戸田市の教育について、「良い」とするものは、教職員で「教育環境」「学校施設・設備」が上位。
⑧ 特 別 に 支 援 教 育 の 充 実	【国】 ●インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組の推進	【施政方針】 ●特別な支援を必要とする児童生徒への対応については、小学校に特別支援学級を増設し、特別支援教育の充実を図る。 ●平成26年11月に青山学院大学と締結した包括連携協定に基づき、教育関連事業を実施する。	【アンケート】 ●戸田市らしい教育の推進に向けた取組では、教職員で「特別支援教育の充実」が上位（34.5）。 ●戸田市らしい教育の推進に向けた取組では、市民で「高齢者や障がい者の福祉施設などと連携した体験学習」が最上位（53.3%）。 【団体等ヒアリング 課題キーワード】 ●特別支援教育 ●発達障がい

主な課題まとめ		課題解決に向けた方向性		新体系	
●効果的な学習に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ●民間の教育力の活用 ●学習支援器材の充実 	2 よりよい教育環境を整備する ～官・学・民及び家庭・地域と連携し、 知の資源の活用を図る～	学① 学びの 新の 創造	<ul style="list-style-type: none"> ●民間の教育力の活用 ●学習支援器材の充実 	
●教員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ●指導力の向上に向けた取組の充実 ●児童生徒や保護者との相談・コミュニケーション力の向上に向けた取組の充実 ●情報化・国際化に必要なスキルを身に付けるような資質向上の取組の充実 ●データベースやいわゆる教員育成指標に基づいた教職員人事の充実 ●Teach For Japan との連携による優れた教職員の確保 		② 教員の 資質 向上・ 支援	<ul style="list-style-type: none"> ●教員の指導力の向上 ●教員が児童生徒と向き合える体制づくり ●保護者・地域からの信頼の醸成 	
●教員の多忙化	<ul style="list-style-type: none"> ●校内業務の効率化及び ICT の活用により教員の負担軽減を図る 		③ 学校 施設・ 設備 の 充実	④ 特別 支援 教育 の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心な教育環境の確保 ●ICT 環境の充実
●保護者・地域からの信頼の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●地域人材の学校活動への参画推進 ●学校評価の充実 ●学校活動の情報発信の推進 ●地域行事・活動への教職員の参加 ●学校の地域開放の積極化 				
●問題や悩みをかかえる教員への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●教員の健康管理の充実 ●教員の相談支援体制の充実 				
●安全・安心な環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●附属設備を含む耐震化の推進・老朽化への対応 ●バリアフリー化の推進 ●学校施設内の防犯対策の充実 ●地域・多様な年代間が連携した防災訓練の実施 				
●ICT 環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT 環境の充実 				
●特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●早期支援の実現に向けた相談・支援体制の充実 ●支援を行う人材の育成・確保 ●先進的な取組の全校への普及・拡大 				
●発達障がいを抱える児童生徒への対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●早期支援の実現に向けた相談・支援体制の充実 ●支援を行う人材の育成・確保 ●先進的な取組の全校への普及・拡大 				
●共に学ぶ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●ノーマライゼーションの理念に基づく、共に学ぶ体制の整備 				
●共に学ぶ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●ノーマライゼーションの理念に基づく、共に学ぶ体制の整備 	④ 特別 支援 教育 の 充実			

	社会情勢	市の動向・統計・第2期計画の検証	アンケート調査・団体等ヒアリング調査
⑨ 家庭・地域の教育力向上に向けて	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育や地域での教育が困難となっている。 ●学校外での学習時間（宿題をする時間）は小・中学校ともに、国際平均より低い。 ●家庭教育支援も含めた幼児教育の質的向上が課題。 	<p>【施政方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●放課後の学習機会である、とだっ子学習クラブの充実や家庭においても活用できるICT学習教材の活用により、家庭教育の支援を図る。 ●子育て支援者を養成し、市民との協働による子育て活動の推進を図る。 ●子育て支援講座、相談業務を実施し、子育て不安の解消及び児童虐待防止に努める。 	<p>【アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子供を取り巻く環境変化について、教職員では「地域の大人たちの子供へのかかわり」「子供同士の遊び」「保護者の子供へのかかわり」「子供の生活技術・能力」で「悪くなった」が6割強。 <p>【団体等ヒアリング 課題キーワード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭の教育力向上 ●地域でのボランティア活動の活性化
⑩ 家庭・学校・地域の連携強化に向けて	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域社会等をつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下 ●人々の孤立化、文化・規範の次世代への継承の困難 	<p>【施政方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒の通学路の安全確保について、地域、警察、関係部署と連携を密にするとともに、交通指導員の配置を増やすなど登下校時における安全対策を推進する。 ●青少年の健全育成については、青少年団体の活動支援や非行防止の取組を推進するとともに、放課後子ども教室や青少年の居場所の充実に努める。 	<p>【アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担任・担当している学級の子供について、困ったことや問題と感ずることは、「生活体験や社会体験が不足している」が約4割、「家族のことで悩んでいる子がいる」が約3割。 ●小・中学校を地域の子供の放課後の遊び場や居場所、スポーツや文化クラブ活動などの場として活用を図ることについては、教職員、市民とも「放課後の安全な子供の遊び場・居場所として、学校をもっと活用すべきである」が最上位。(約5割)。 ●戸田市らしい教育の推進に向けた取組では、教職員、市民とも「彩湖・道満グリーンパークを活かした自然体験学習」が上位。 <p>【団体等ヒアリング 課題キーワード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●居場所づくり ●家庭・学校・地域の連携 ●保護者・学校の連携・信頼醸成 ●放課後等の活用 ●安全の確保
⑪ 生涯学習・生涯スポーツの振興に向けて	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グローバル化の進展、社会の変化、多様化を踏まえ、生涯を通じて一人一人の潜在能力を最大限伸ばしていくことが必要。 	<p>【施政方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民大学では大学との連携を一層深め、市民に多彩な学びの場を提供する。 ●地域や施設の特性を生かした魅力ある公民館事業を実施する。 ●図書館は、本館、分室の蔵書を充実する。また、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスを導入する。 ●芸術文化の振興では、市民自ら活躍できる環境を整備し、芸術文化活動の促進を図る。 ●スポーツ推進については、スポーツ推進計画に基づき、取組を推進する。 	<p>【アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●戸田市らしい教育の推進に向けた取組では、市民で「彩湖・道満グリーンパークを活かしたアウトドア活動」「ポートコースや彩湖を活かしたポートなどのスポーツ」が上位。 <p>【団体等ヒアリング 課題キーワード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化活動の振興
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」施行（H27.4～） 	<ul style="list-style-type: none"> ●新しい教育委員会制度への移行（H27.4～） ●地方教育行政における責任の明確化 ●迅速な危機管理体制の構築 ●地方公共団体の長と教育委員会との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」施行（H27.4～）

主な課題まとめ		課題解決に向けた方向性		新体系				
●幼児期からの学びの充実	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育園を通じた幼児期の教育の充実 家庭の教育力向上に向けた支援の充実【再掲】 図書館等と連携した読書活動の充実 	2 よりよい教育環境を整備する ↳官民及び家庭・地域と連携し、知のリソースの活用を図る	⑤家庭・地域の教育力向上	<ul style="list-style-type: none"> ●就学前教育への支援 ●家庭教育への支援 ●市民同士の交流・学習機会の充実 				
●生活習慣の乱れ	<ul style="list-style-type: none"> 適切な生活習慣の確立に向けた情報発信・学習講座等の充実 							
●相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制の充実 							
●放課後等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 放課後等を活用した児童生徒の学習支援 放課後等を活用した運動機会の提供 放課後等を活用した保護者の学習機会の提供 							
●ニーズに合った学習機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> いつでもニーズに合った学びを実践できる生涯学習メニューの充実 							
●子ども会の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 子ども会を核とした子供同士・大人同士・地域内のつながりや諸活動の拡大支援 PTA 活動等、教育に関わる活動を行う団体等の活動に向けた場の提供 学校、PTA、地域の連携強化 					⑥家庭・学校・地域の連携	<ul style="list-style-type: none"> ●教育関連組織・団体活動への支援 ●子供の安全な居場所づくり ●青少年の健全育成 ●戸田市らしい教育の推進 	
●PTA 活動等への支援								
●青少年の居場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の開放の拡大 既存施設の積極的な活用 							
●犯罪・不審者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 多様な地域主体と連携した登下校時の見守りの充実 不審者情報の円滑な発信 							
●戸田市らしい教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域人材と連携した学習の推進 彩湖・道満グリーンパーク等を活用した自然体験学習の推進 市内事業所等と連携した体験学習の推進 高齢者や障がい者の福祉施設等と連携した交流・体験学習の推進 							
●文化活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習活動への図書館・郷土博物館等の積極的な活用 芸術文化活動団体間の交流支援 	⑦生涯学習・生涯スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習活動の振興 ●生涯スポーツ活動の振興 					
●スポーツ活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> 戸田市の自然等を活かしたスポーツイベントの充実 スポーツ指導者の育成 							
				★推進体制に関する記載に反映				

施策の体系

本計画の基本理念、基本目標、目指す児童生徒像を踏まえ、次の体系のとおり施策を展開します。

基本目標	施策の方向	施策
1 やり抜く力を育む教育を推進する ～確かな学力と生徒指導の充実を図る～	1 確かな学力の育成	1 楽しく、わかり、のばす授業の充実
		2 学習意欲の向上と学習習慣の確立
		3 学習機会の確保と学習支援
	2 豊かな心の育成	4 情操を豊かにする教育の充実
		5 道徳的実践力や規範意識・社会性の育成
		6 生徒指導と相談・支援体制の充実
	3 健やかな体の育成	7 健康・保健教育の推進
		8 健康づくり・体力向上の推進
	4 国際社会で活躍できる人材の育成	9 能動的に課題を見つけ対応する力の育成
		10 国際社会で活かせるコミュニケーション力の育成
2 よりよい教育環境を整備する ～官学民及び家庭・地域と連携し、知のリソースの活用を図る～	5 新しい学びの創造	11 民間の教育力の活用
		12 学習支援器材の充実
	6 教員の資質向上・支援	13 教員の指導力の向上
		14 教員が児童生徒と向き合える体制づくり
		15 保護者・地域からの信頼の醸成
	7 学校施設・設備の充実	16 安全・安心な教育環境の確保
		17 ICT 環境の充実
	8 特別支援教育の充実	18 特別支援教育の充実
		19 相談・支援体制の強化
	9 家庭・地域の教育力向上	20 就学前教育への支援
		21 家庭教育への支援
22 保護者同士の交流・学習機会の充実		
10 家庭・学校・地域の連携	23 教育関連組織・団体活動への支援	
	24 子供の安全な居場所づくり	
	25 青少年の健全育成	
	26 戸田市らしい教育の推進	
11 生涯学習・生涯スポーツの振興	27 生涯学習活動の振興	
	28 生涯スポーツ活動の振興	

主な取組
・学力向上に向けた各種取組 ・指導力の向上に向けた取組 ・アクティブ・ラーニングの実施 ・協調学習の推進
・家庭での学習への情報提供や支援
・放課後等を活用した学習支援 ・就学援助（生活困窮者に対する支援含む）
・情操を育む自然体験・交流活動（自分や他者をいたわる気持ちの涵養 等）
・道徳の授業の充実 ・ボランティア活動・社会体験活動の充実
・生徒指導の充実 ・児童生徒・保護者への相談・支援体制の充実
・学校保健の充実 ・食育の推進
・体力向上の推進 ・部活動の充実
・アクティブ・ラーニングの実施（再掲） ・協調学習の推進 ・将来の仕事や生活に応用できる知識・技能の定着（ICT 教育等） ・ESD の推進
・国語教育の充実 ・外国語教育の充実 ・情報教育の充実
・学習塾等と連携した教育支援
・ICT 機器等の積極活用
・教科指導力の向上に向けた取組 ・保護者・地域とのコミュニケーション力強化に向けた取組
・多忙への対応 ・問題や悩みへの対応含む ・教員の健康管理・相談支援
・学校応援団の充実 ・学校評価の推進 ・学校開放の推進
・教育施設・設備の充実
・ICT 環境の充実
・共に学ぶ環境づくり
・早期発見・療育支援、保護者への支援
・保育園、私立幼稚園への支援 ・保育園、幼稚園での学習活動の充実 ・学びへの興味の醸成
・適切な生活習慣確立に向けた支援 ・家庭への情報提供・相談支援の充実
・保護者同士の交流・学習機会の充実 ・保護者のニーズに合った交流・学習環境の充実
・子ども会活動への支援 ・PTA 活動等への支援
・学童保育の充実 ・放課後・土曜日の学校施設の開放 ・既存施設の積極的な活用
・家庭・学校・地域と連携した青少年の健全育成
・地域の人材・団体・施設等と連携した学習の推進 ・自然環境を活かした体験学習の推進
・市の多様な生涯学習関連施設を活用した学習の推進 ・生涯学習団体への支援
・自然環境を活かした生涯スポーツの推進 ・スポーツ指導者の育成 ・生涯スポーツ団体への支援

戸田教育のキャッチフレーズ

計画の基本理念「生き生きと 共に育む 教育のまち 戸田」を踏まえ、戸田市の教育が目指す方向性を常に確認できるようなキャッチフレーズを次のとおり定めます。



キャッチフレーズ候補

新たな教育を創るまち 戸田

知の結集 未来にはばたく 戸田の教育

とだっ子 やり抜く 未来っ子

とだっ子の 学力UP 日本一

報告事項

平成27年第9回教育委員会(定例会)

平成27年9月24日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 平成27年第4回戸田市議会定例会（9月）教育関連一般質問 件名・概要について…………… 1
- ② 教育委員会会議の運営上の工夫について……………別紙
（教育総務課）
- ③ 第2次戸田市教育振興計画実施計画の実績・今後の展望等について……………別紙
（教育総務課）
- ④ 平成27年度第2回奨学資金貸付内訳（新規分）について……………当日配付
（教育総務課）
- ⑤ 中学校学校選択制における通学区域外受入予定定員数について…………… 2
（学務課）
- ⑥ 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について…………… 3
（指導課）
- ⑦ 平成27年度戸田市教育委員会等研究委嘱校の研究発表会について…………… 5
（指導課）
- ⑧ 子育て講演会の開催について…………… 6
（生涯学習課）
- ⑨ 第31回特別展の開催について…………… 7
（図書館・郷土博物館）
- ⑩ その他

平成27年第4回戸田市議会定例会（9月）教育関連一般質問 件名・概要について

真木大輔議員（戸田の会）

3 学校給食費の未納対策について

- (1) 学校給食費の未納状況と未納対策について。
- (2) 学校給食費の未納者に対する「児童手当からの天引き」の実施状況について。
- (3) 未納を防ぐために、今後、学校給食費の納入方法を「児童手当からの天引き」に統一してはどうか。

本田哲議員（日本共産党）

3 18歳選挙権について

- (1) 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、来年夏の参院選から適用される。そこで、以下の2点について伺う。
 - ① 来年夏の参院選では、約240万人が新たな有権者となると報道されているが、戸田市内における18歳以上の新たな有権者は何人になるのか。
 - ② 18歳以上の新たな有権者に対し、選挙権を行使してもらうために市として新たな取り組みは考えているのか。

手塚静枝議員（公明党）

1 投票率向上の取り組みについて

- (1) 選挙権を18歳に引き下げる改正公職選挙法が公布され、来年夏の参院選から実施する見通しである。若者を初めとする有権者の投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは喫緊の課題である。そこで伺う。
 - ① 初めて選挙を経験する若者への主権者教育についての取り組みは。
 - ② 若者への投票率向上となる施策は。
 - ③ 政府は、国政・地方の各種選挙の投票率向上を図るため、公職選挙法の改正や投票所の選択も検討を進めているが、本市はどのように捉え、検討を進めているのか。

金野桃子議員（戸田の会）

2 子供をめぐる課題について

- (2) 埼玉県青少年健全育成条例について。

教育委員会の現状に関する調査(平成25年度間)

1. 調査の概要

○実施時期

平成26年10月

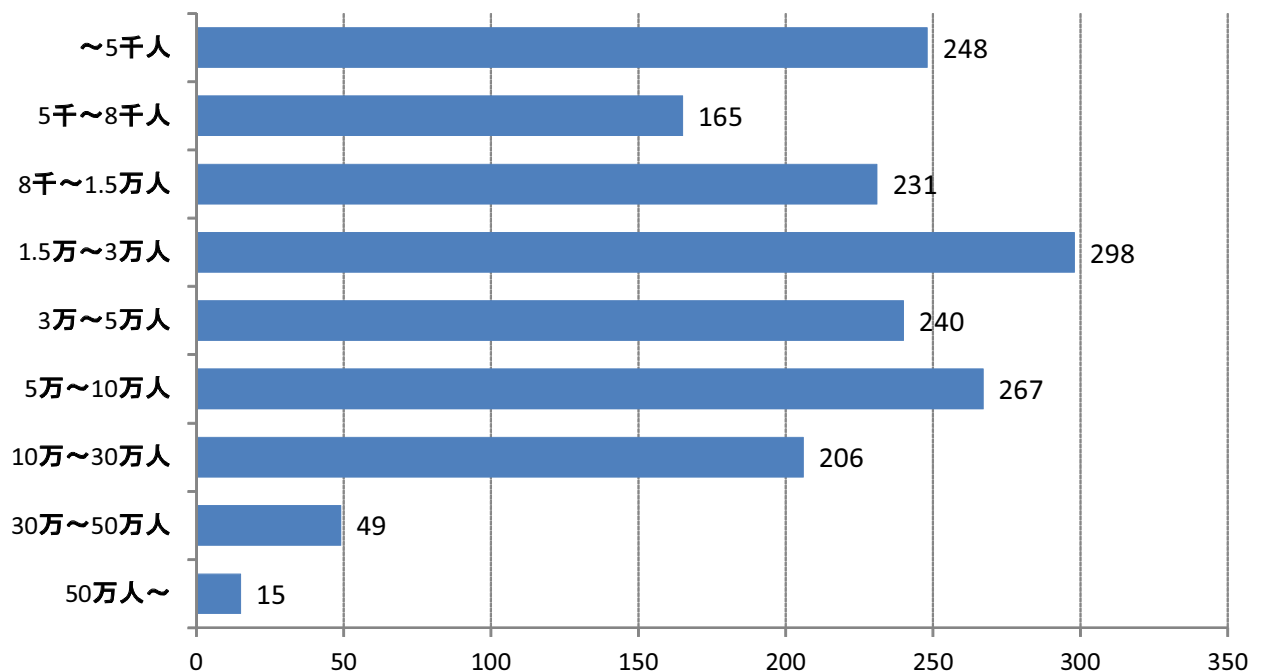
○調査対象

全都道府県・指定都市(67)、市町村教育委員会(1,719)(特別区、広域連合及び共同設置の教育委員会を含み、一部事務組合を含まない。)

【対象期間】

平成25年度間又は平成26年3月1日の状況

○市町村規模別母数



2. 主な調査項目

(1)教育委員会の会議の運営状況、保護者や地域住民への情報発信

- ①教育委員会会議の開催回数
- ②教育委員会会議の開催時間
- ③教育委員会会議の傍聴者の状況
- ④教育委員会会議の議事録の作成・公表状況
- ⑤教育委員会会議の運営上の工夫
- ⑥所管施設の訪問
- ⑦広報・広聴活動
- ⑧教育行政相談の状況

(2)教育委員の選任

- ①選任方法の工夫
- ②教育委員への保護者の選任
- ③スポーツに関する知見を有することを選任理由とした教育委員の選任
- ④教育委員及び教育長の再任回数
- ⑤教育委員長の再任回数
- ⑥教育長が不在となった事例
- ⑦教育長の在任期間(前任)
- ⑧教育長の教育委員としての選任における議会同意プロセス

(3)教育委員の研修

(4)教育委員会と首長との連携

- ①教育委員会と首長との意見交換会の実施
- ②地教行法第24条の2の規定によるスポーツ・文化に関する事務の所掌の弾力化
- ③教育委員会より首長部局への事務委任・補助執行の状況
- ④都道府県の教育委員と域内市町村の教育委員との意見交換会の実施

(5)教育委員会の事務処理体制

- ①市町村における事務の共同処理

(6)教育委員会の活動状況についての点検・評価

- ①点検・評価の実施状況
- ②学識経験者等の知見の活用状況
- ③点検・評価結果の議会への報告、一般への公表の状況

(7)学校の裁量拡大

- ①学校管理規則の見直し状況
- ②学校裁量予算についての取組状況

3. 結果の概要

(1)教育委員会の会議の運営状況、保護者や地域住民への情報発信

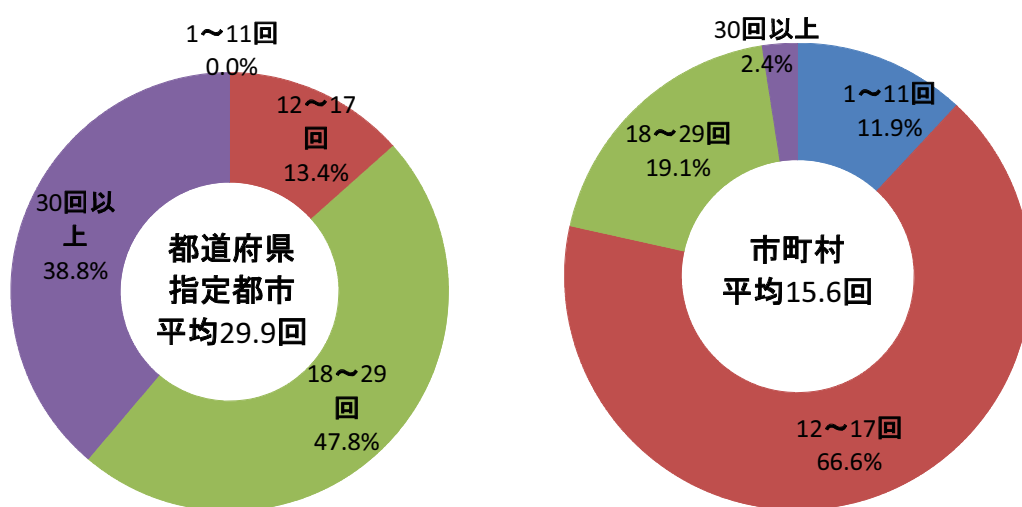
①教育委員会会議の開催回数

教育委員会がその役割を発揮していくためには、地域住民の意向や所管機関の状況を的確に把握し、活発な議論に基づいて意思決定を行っていくことが重要であるとともに、地域住民への説明責任を果たしていくことが求められる。

平成25年度間の教育委員会会議(委員協議会等を含む。)の平均開催回数は、都道府県・指定都市で29.9回(平成24年度比:+0.1回)、市町村で15.6回(同:+0.2回)であり、【図1】のとおりとなっており、引き続き活発な開催が期待される。

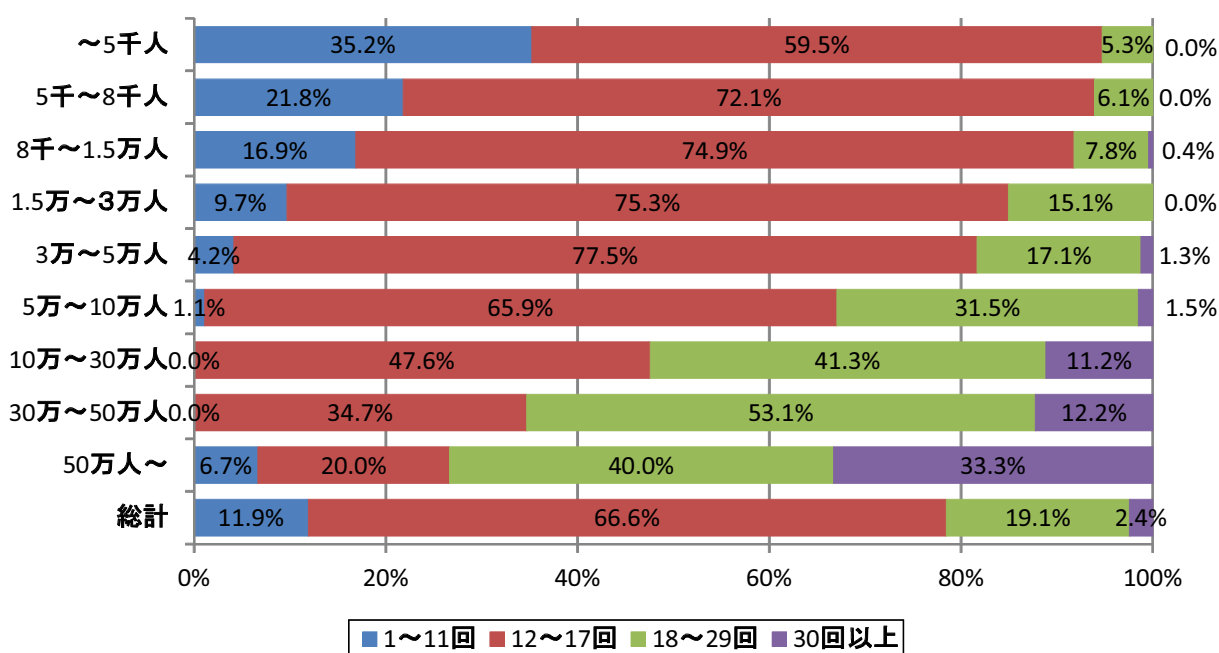
また、教育委員会会議の開催回数を市町村の規模別に比較すると、人口規模の大きい市町村ほど開催回数が多くなっている。

【図1】教育委員会会議(委員協議会等を含む。)の開催回数



※構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある(以下の各図表において同じ)。

(市町村規模別データ)



②教育委員会会議の開催時間

教育委員会会議(委員協議会等を含む。)1回当たりの平均開催時間は、都道府県・指定都市で1.6時間(平成24年度:1.7時間)、市町村で1.6時間(同:1.6時間)となっている。教育委員会会議の1年間の総開催時間の平均は、都道府県・指定都市で51.8時間(平成24年度:53.5時間)、市町村で24.5時間(同:24.7時間)となっている。【表1】

【表1】教育委員会会議(委員協議会等を含む。)の開催時間

○教育委員会会議1回当たりの平均開催時間(時間)

都道府県・指定都市	市町村
1.6	1.6

○教育委員会会議の1年間の総開催時間の平均(時間/年)

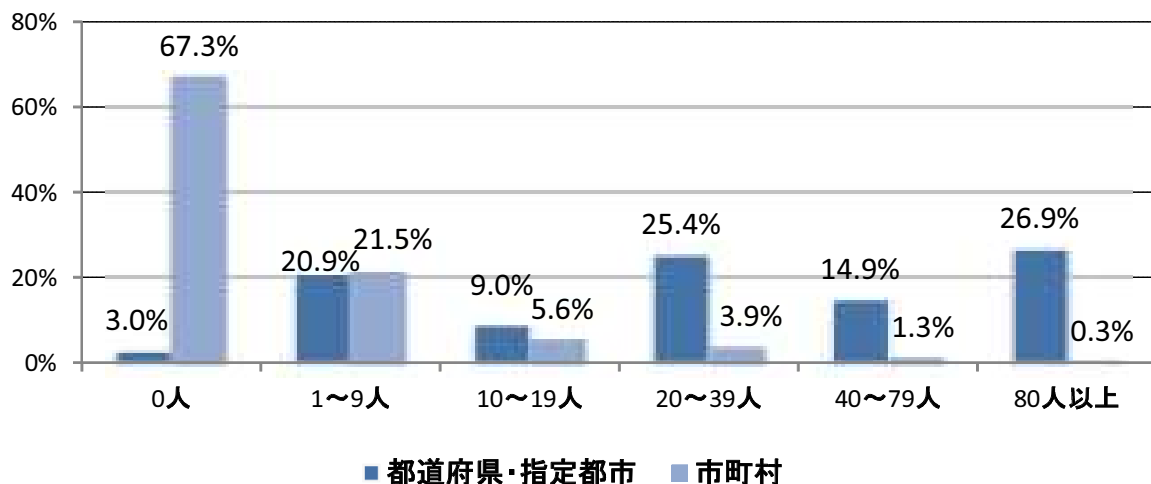
都道府県・指定都市	市町村
51.8	24.5

③教育委員会会議の傍聴者の状況

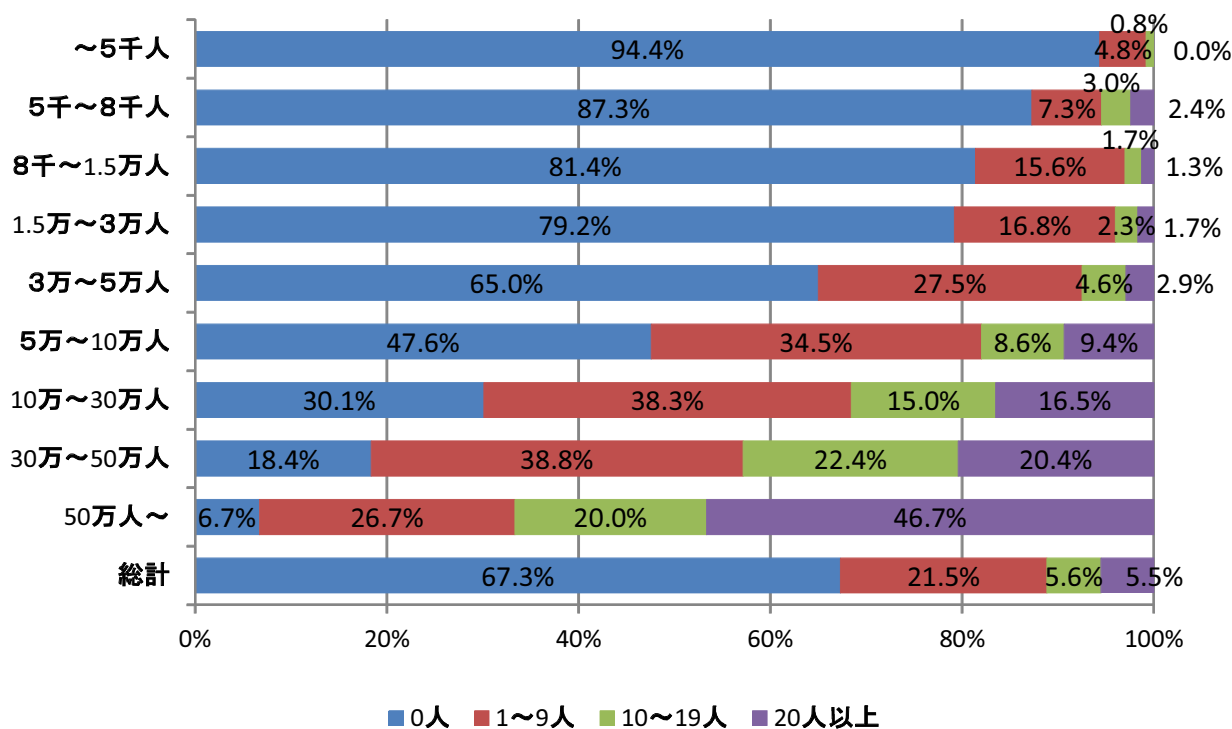
教育委員会会議は原則公開とされている(地教行法第13条第6項)が、教育委員会会議の年間傍聴者総数は、都道府県・指定都市では平均64.9人(平成24年度:62.1人)、市町村では3.7人(平成24年度:3.4人)である。

都道府県・指定都市において、年間傍聴者総数が20人以上である教育委員会の割合が67.2%(平成24年度:71.2%)となっている一方で、市町村においては、年間傍聴者総数が0人である教育委員会の割合が67.3%(同:68.3%)となっている【図3】。

【図3】教育委員会会議の年間傍聴者総数(全教育委員会数に占める割合)



(市町村規模別データ)



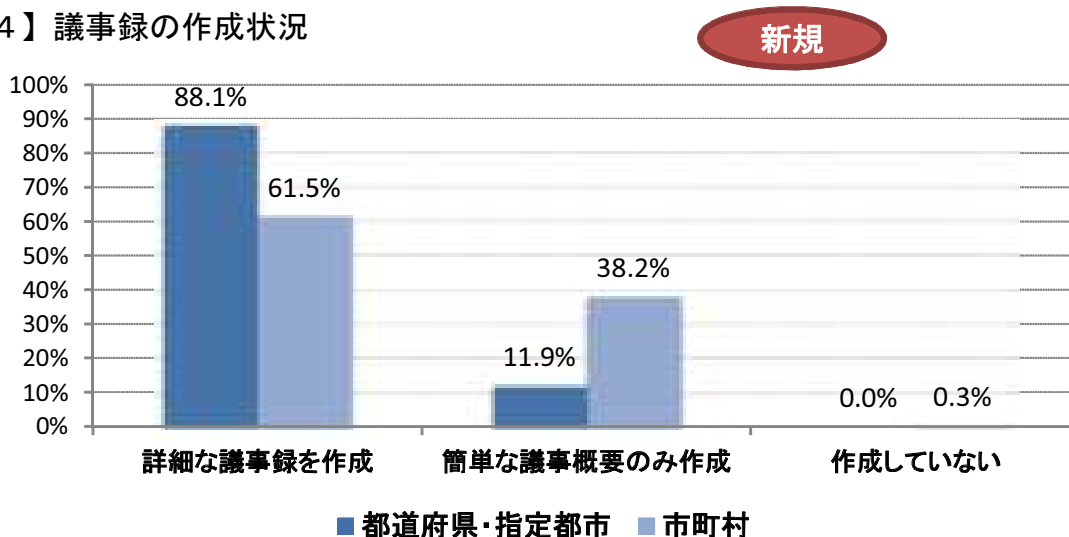
④教育委員会会議の議事録の作成・公表状況

教育委員会会議の議事録もしくは議事概要を作成している教育委員会は、都道府県・指定都市において100%、市町村において99.7%となっている【図4】。

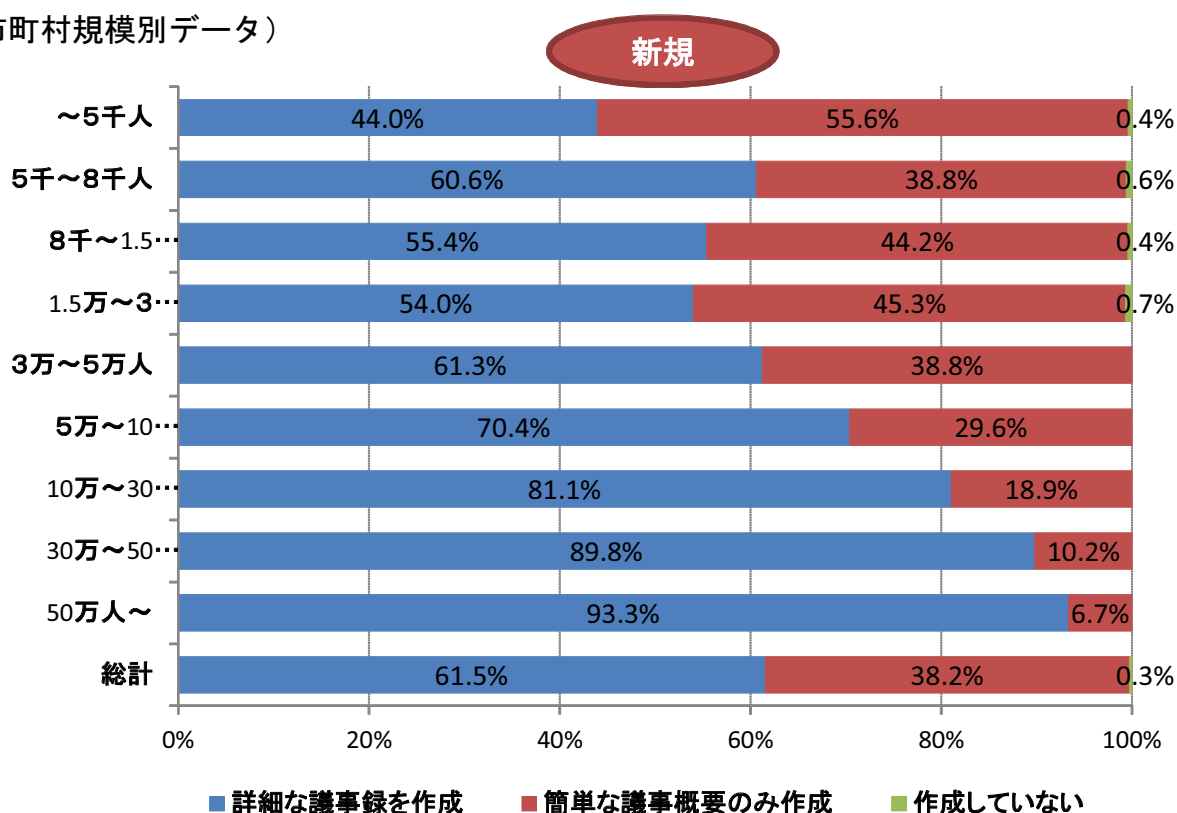
議事録もしくは議事概要を公表している教育委員会は、都道府県・指定都市において100%（平成24年度：100%）、市町村において53.0%（同：51.2%）となっている【図5】。

議事録もしくは議事概要の公表方法については、都道府県・指定都市においては、ホームページ（ホームページ及び冊子等の作成を含む）による教育委員会が100%（平成24年度：98.5%）、市町村においては、冊子等の作成による教育委員会が19.1%（平成24年度：22.3%）、ホームページ（ホームページ及び冊子等の作成を含む）による教育委員会が33.8%（平成24年度：29.0%）となっている【図6】。

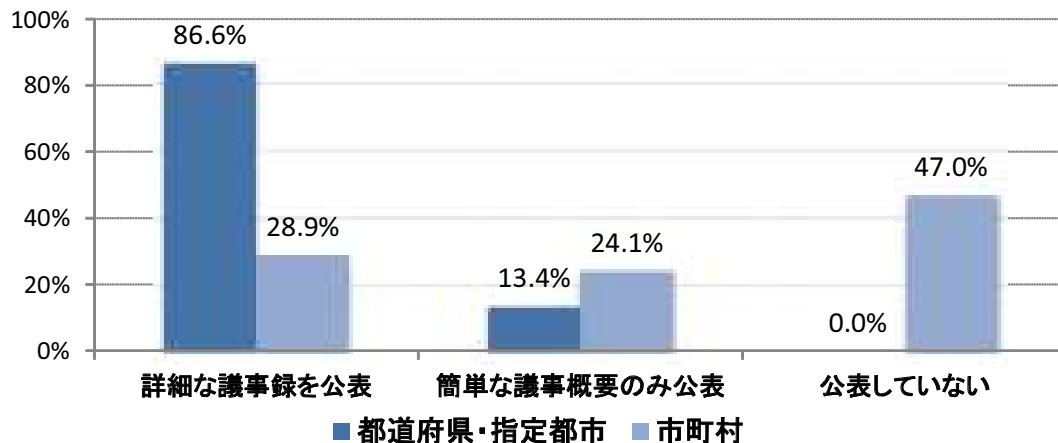
【図4】 議事録の作成状況



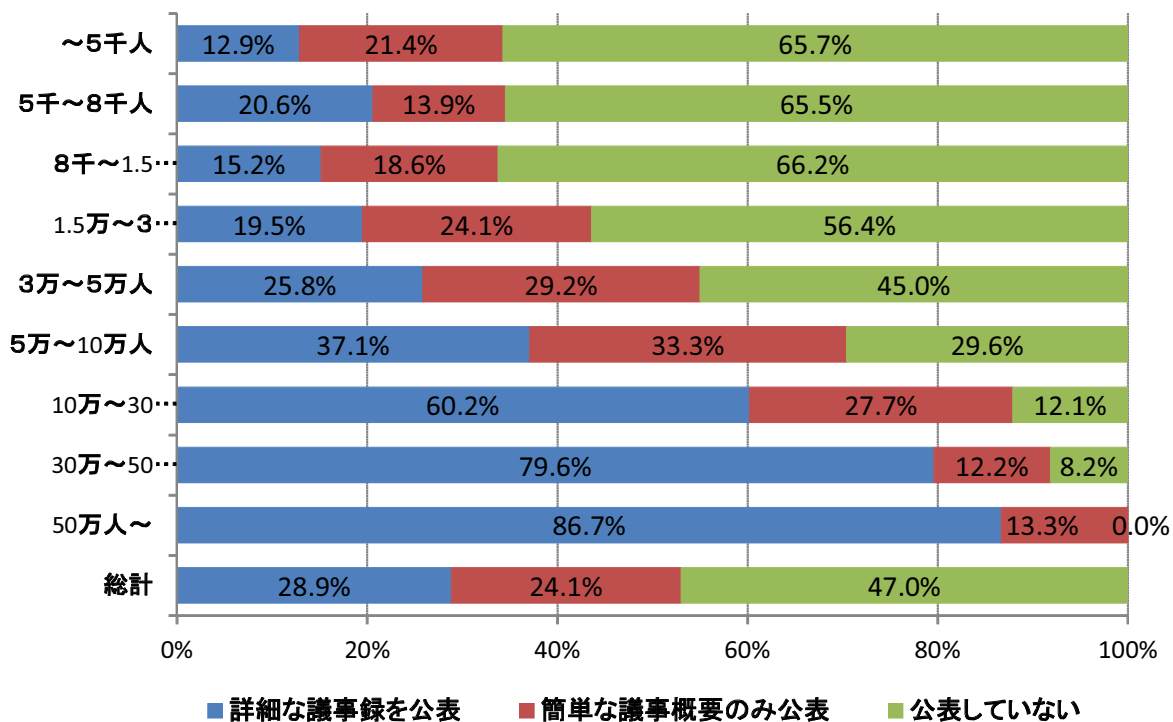
(市町村規模別データ)



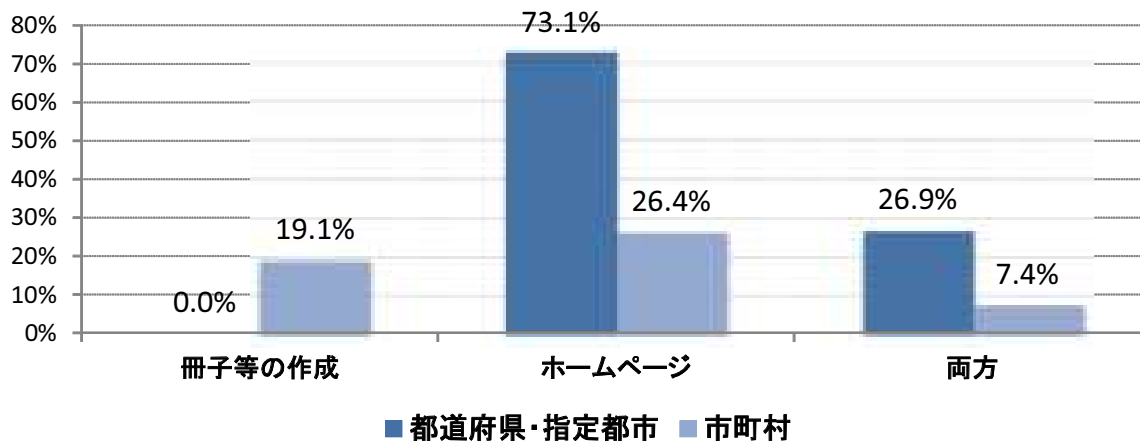
【図5】議事録の公表状況



(市町村規模別データ)



【図6】議事録の公表方法



⑤教育委員会会議の運営上の工夫

地域住民の意向をより一層教育行政に反映したり、教育委員会会議での議論を深めたりするためには、開催時間や場所等の運営方法に工夫が求められる。また、教育委員会会議の議題について、教育委員に事前に資料を配布したり、事前勉強会を実施したりするなどして、教育委員会会議をより活発にしていくことや、教育委員自らの提案による議題の設定などにより、教育委員のリーダーシップを発揮していくことが期待される。今後とも、各教育委員会においては教育委員会会議の運営に様々な工夫を講じていくことが必要である。なお、多くの項目において都道府県・指定都市よりも市町村の取組がより低調となっており、市町村教育委員会においてなお一層運営上の工夫が行われることが望まれる【表2】。

【表2】教育委員会会議の運営上の工夫

	都道府県 指定都市	市町村
①土日・祝日の開催	4.5% (7.5%)	5.9% (6.3%)
②夕方以降の時間帯(17:00～)の開催	14.9% (7.5%)	15.0% (15.2%)
③傍聴者が多数入場できる、大規模な会場での開催	11.9% (13.4%)	11.4% (9.4%)
④移動(出張)教育委員会の開催及びそれに準ずるもの	16.4% (23.9%)	21.3% (20.1%)
⑤教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催	70.1% (73.1%)	13.1% (11.5%)
⑥教育委員会会議では、議案の承認にとどまらず、委員からの提案に基づき議題を設定	10.4% (10.4%)	10.0% (11.0%)
⑦教育委員会会議開催前の事前資料の配布	94.0% (94.0%)	68.5% (65.2%)
⑧教育委員会会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなどして積極的に告知	97.0% (97.0%)	40.5% (36.8%)

※()内は平成24年度間の数値。

○その他の工夫の例

- ・教育委員会会議に各学校長が出席し、各学校の様子を報告、校長・教頭が会議を傍聴
- ・学校行事の開催に合わせて教育委員会会議の日時を設定し、会議を学校で開催
- ・教育委員会会議の定例日を設定
- ・定例会終了後、事務局職員による事業説明と意見交換を実施
- ・教育委員会会議の開催を、広報紙や公共施設の案内板、防災無線などで市民に周知
- ・教育委員からの提案により、定例会とは別途懇談会を開催 など

⑥所管施設の訪問

教育委員(教育長のみの場合を除く。)が学校を訪問した年間平均回数は、都道府県・指定都市で21.7回(平成24年度:20.3回)、市町村で2043回(同:19.6回)となっている。また学校以外の所管施設の訪問については、都道府県・指定都市で4.1回(平成24年度:3.0回)、市町村では3.1回(同:3.1回)となっている【図7】。

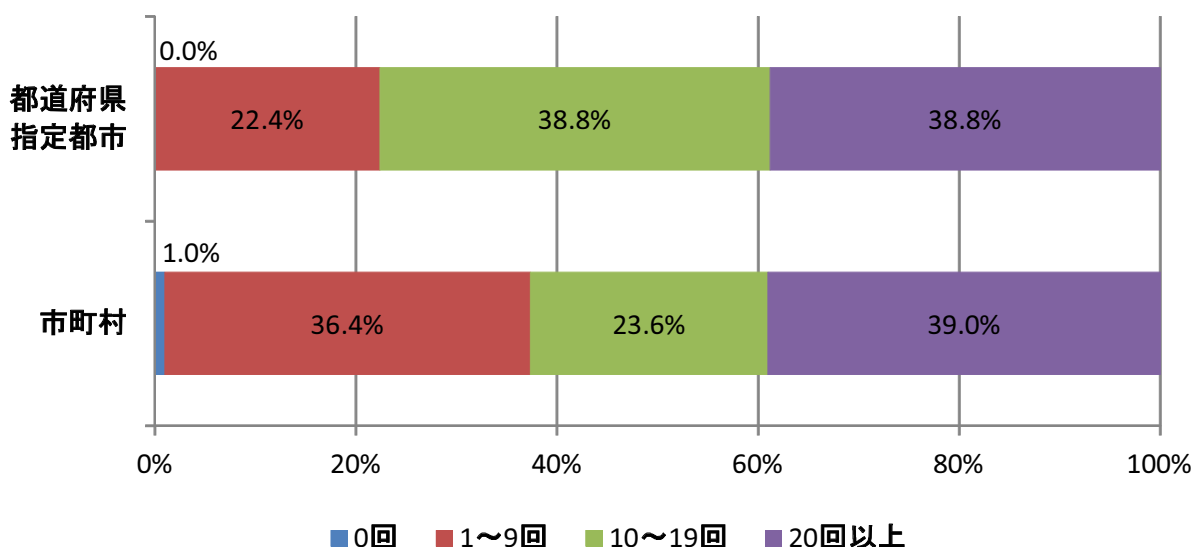
【図7】教育委員の所管施設訪問

○学校を訪問した年間平均回数

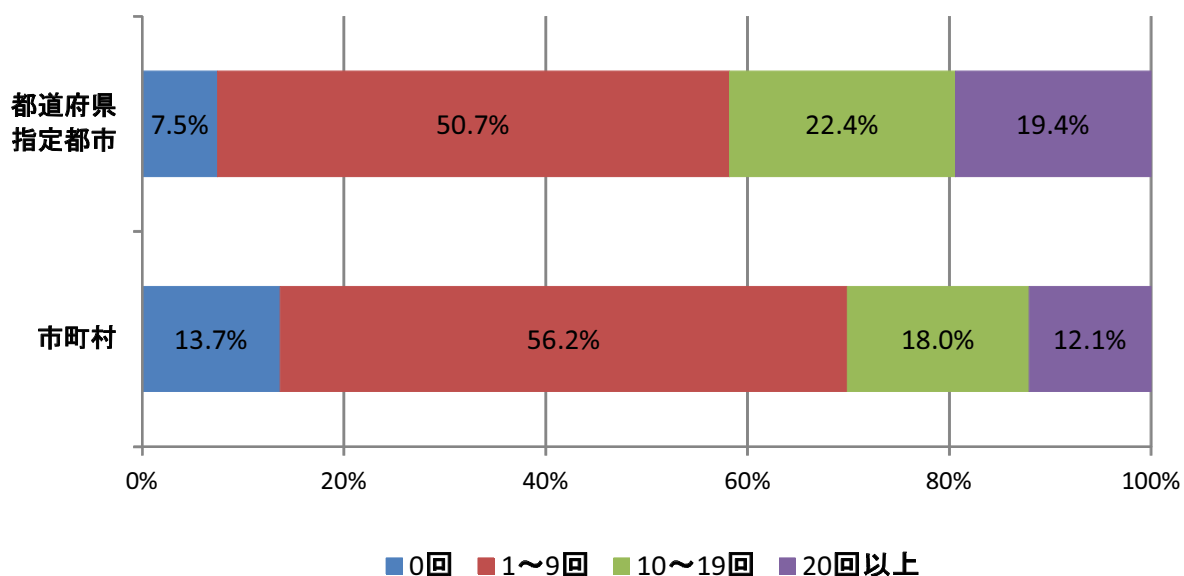
都道府県・指定都市	市町村
21.7	20.4

前年:文章のみ

○学校への訪問回数の分布



○上記のうち、教職員と意見交換を行った回数



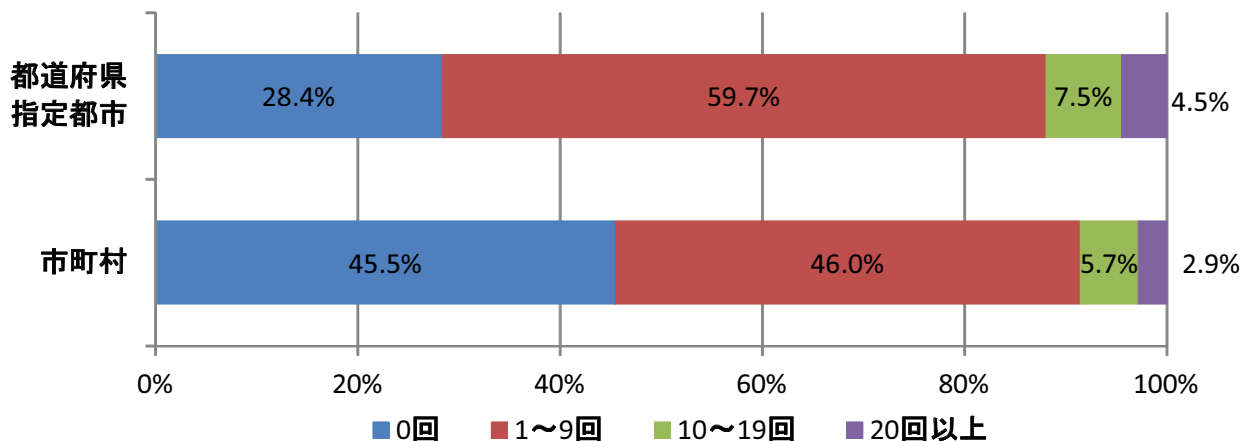
○ 学校以外の所管施設を訪問した年間平均回数

都道府県・指定都市	市町村
4.1	3.1

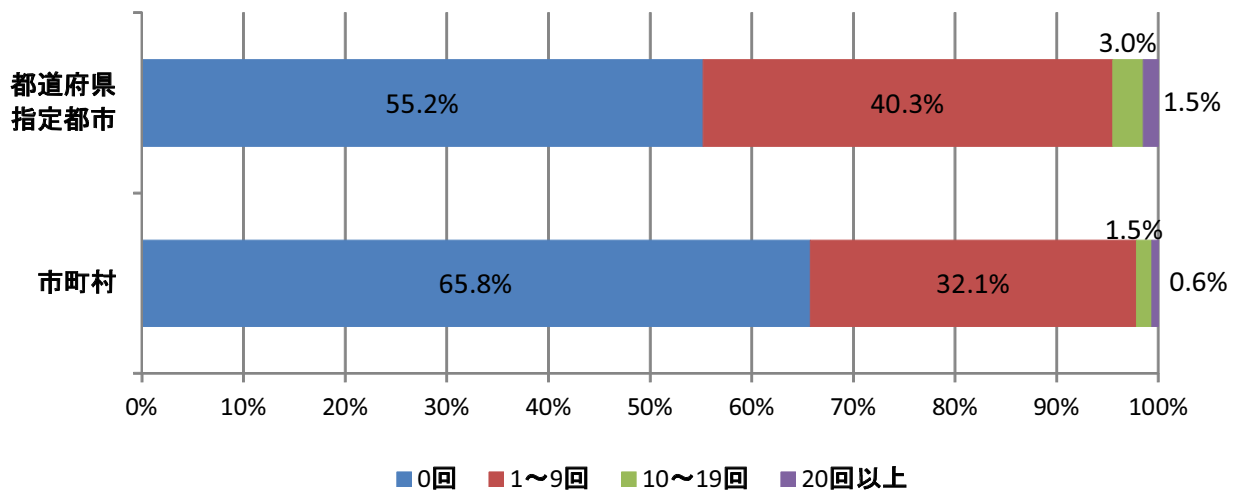
前年:文章のみ

※学校以外の所管施設とは、図書館や博物館、公民館などを言う。

○学校以外の所管施設への訪問回数の分布



○上記のうち、職員と意見交換を行った回数



⑦ 広報・広聴活動

教育委員会の行う広報・広聴活動は、広報紙での周知・ホームページの活用・広聴会やアンケートの実施等様々な媒体を利用して行われており、いずれの項目も前年度から増加している【表3】。

また、これら以外にも、「教育委員会事務局に寄せられた保護者や地域住民の意見・要望等を教育委員会会議で紹介する」、「保護者や地域住民等との意見交換会（公聴会、住民懇談会等）を行う」、「世論調査・アンケートを行う」などの方法により、保護者や地域住民の意見等を聴取している教育委員会の状況を【図8】に示している。

【表3】広報・広聴活動の状況

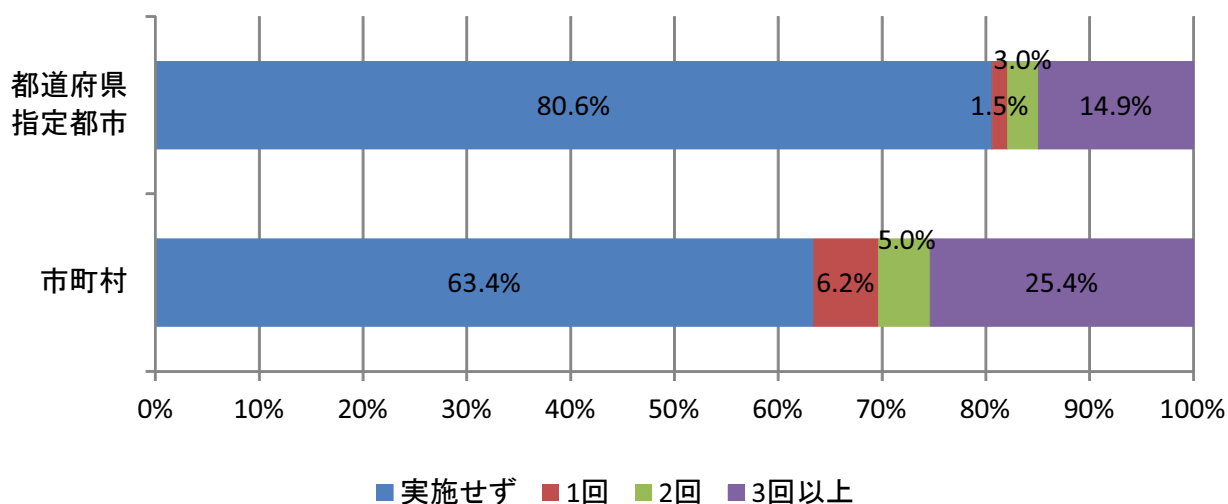
前年比較追加

	広報紙	ホームページ	パンフレット ポスター作成	TV・ラジオ・ 新聞・雑誌 等の活用	モニター制 度
都道府県・指定都市	95.5% (86.6%)	100.0% (100.0%)	91.0% (83.6%)	86.6% (83.6%)	17.9% (13.4%)
市町村	62.6% (53.8%)	70.3% (64.1%)	29.3% (20.7%)	20.8% (13.6%)	2.9% (2.8%)

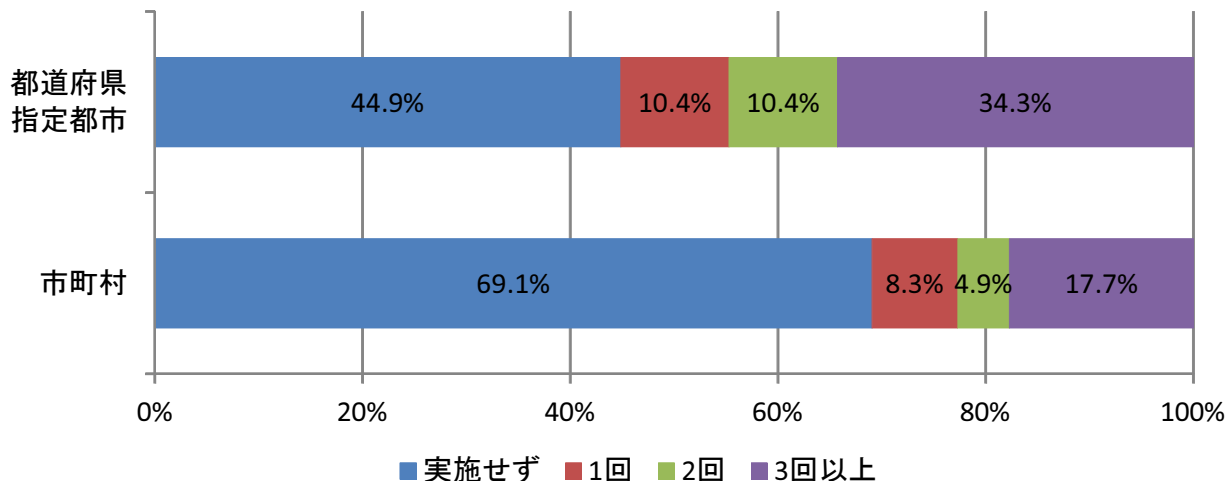
※（ ）内は平成24年度間の数値。

【図8】保護者や地域住民の意見等の聴取状況

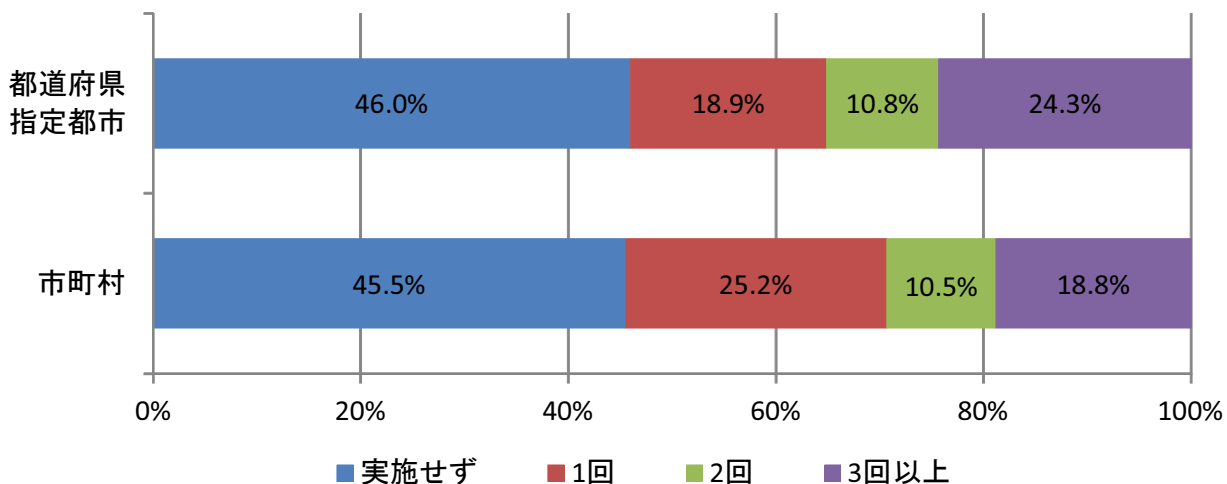
○教育委員会の会議で学校や事務局に寄せられた意見等を紹介した回数



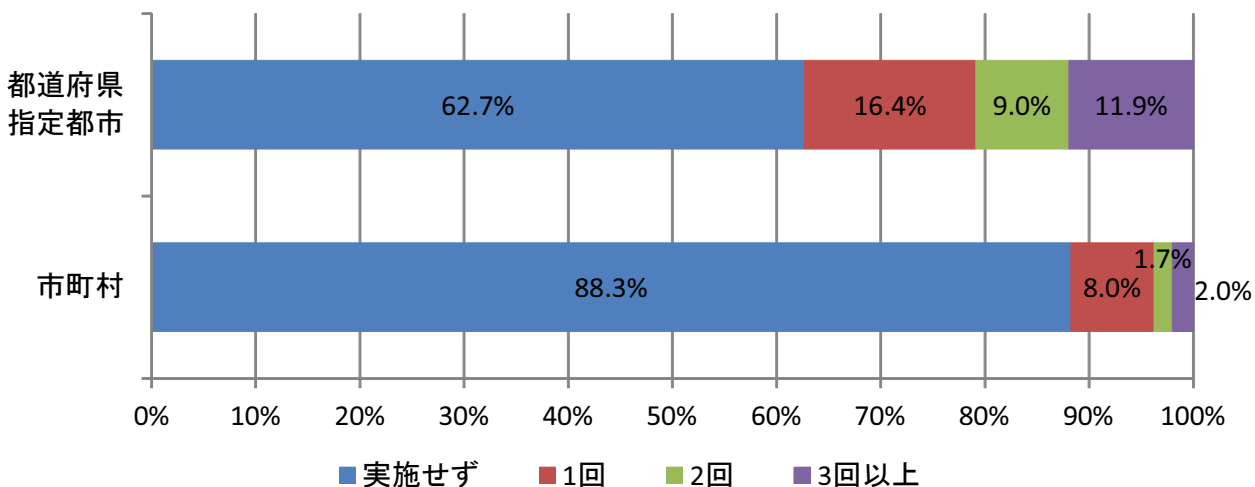
○保護者や地域住民の意見等を聴取し、意見交換を行った回数(公聴会等)



○上記のうち、教育委員(教育長のみの場合を除く)が参加した回数



○保護者や地域住民の意見、要望、苦情等を聴取する世論調査・アンケート等を実施した回数

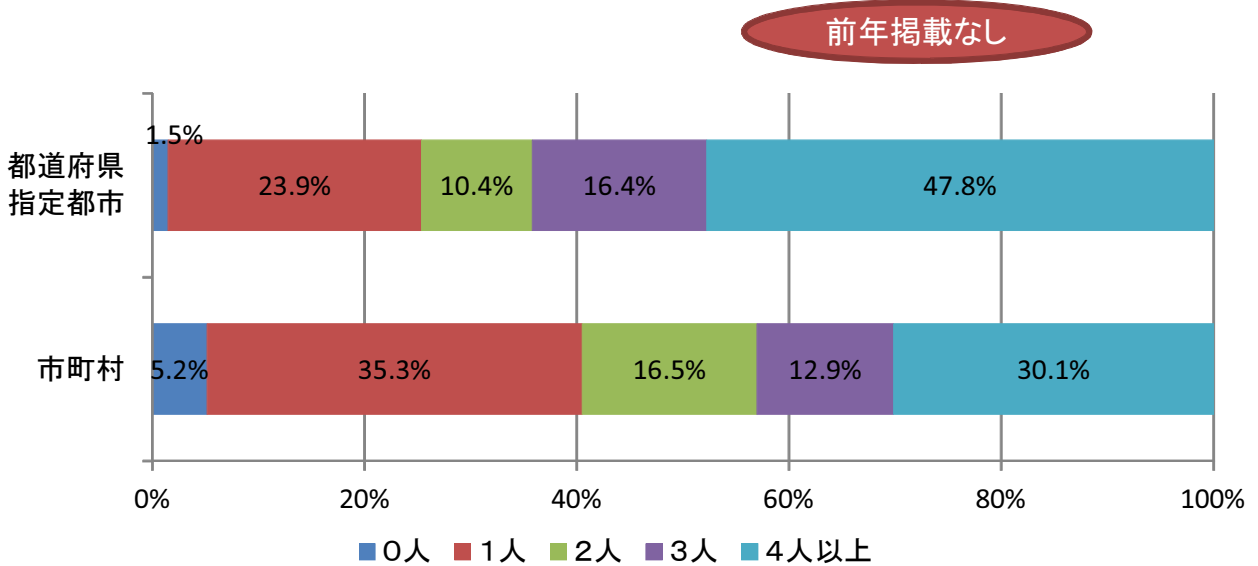


⑧教育行政相談の状況

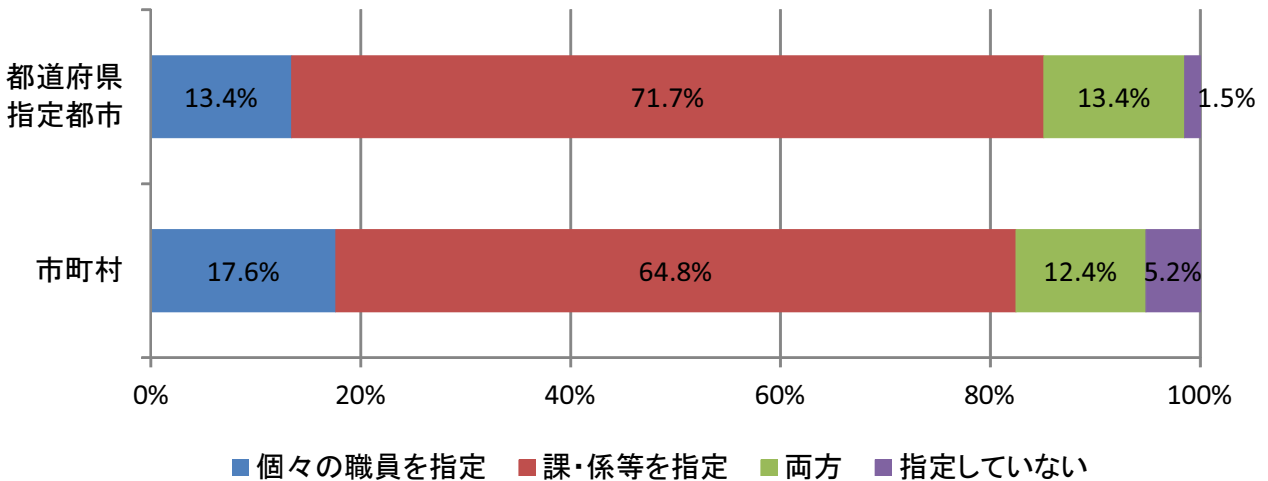
地教行法第19条第8項では、教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定しなければならないことが規定されている。平成25年度間においては、都道府県・指定都市では98.5%(平成24年度:98.5%)、市町村では94.8%(同:91.4%)の教育委員会で、教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定している【図9】。

【図9】教育行政相談の状況

○教育行政に関する相談に関する事務を行う職員に指定されている平均職員数（合計）



○教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定方法



(2)教育委員の選任

①選任方法の工夫

教育委員に適材を得ることは、活力ある教育行政を実現するために不可欠である。このため、年齢、性別、職業等に偏りのない多様な委員構成の確保などをはじめ、各地方公共団体において適材確保のための工夫を進めていくことが重要である。

教育委員の選任の工夫の一つとして、公募を行う例があるが、応募者の中から選任された教育委員及び教育長が平成26年3月1日時点で在任している教育委員会は次のとおりとなっている【表4】。

【表4】公募を行い、応募者の中から選任された教育委員又は教育長が平成26年3月1日時点で在任している教育委員会

○教育委員

大阪府、大阪府大阪市、大阪府堺市、北海道函館市、埼玉県富士見市、千葉県四街道市、千葉県野田市、千葉県流山市、東京都八王子市、東京都立川市、東京都町田市、東京都多摩市、神奈川県海老名市、長野県南牧村、三重県松阪市、滋賀県草津市、滋賀県日野町、滋賀県彦根市、大阪府泉佐野市、大阪府箕面市、兵庫県宝塚市、奈良県奈良市、山口県山陽小野田市、徳島県石井町、佐賀県武雄市、沖縄県伊平屋村

計 26 団体

○教育長

青森県十和田市、長野県南牧村、長野県富士見町、奈良県上牧町、徳島県石井町

計 5 団体

※公募を行ったときの地方公共団体名を記載。

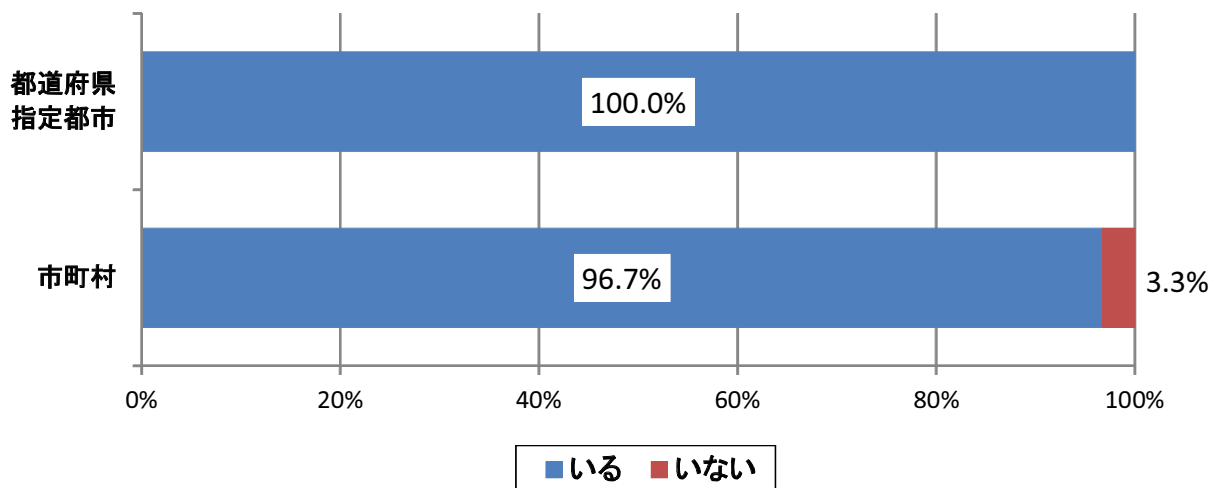
②教育委員への保護者の選任

平成19年に改正された地教行法では、平成20年4月1日以降に教育委員を任命するに当たっては、委員のうちに必ず保護者が含まれるようにしなければならないこととされている。

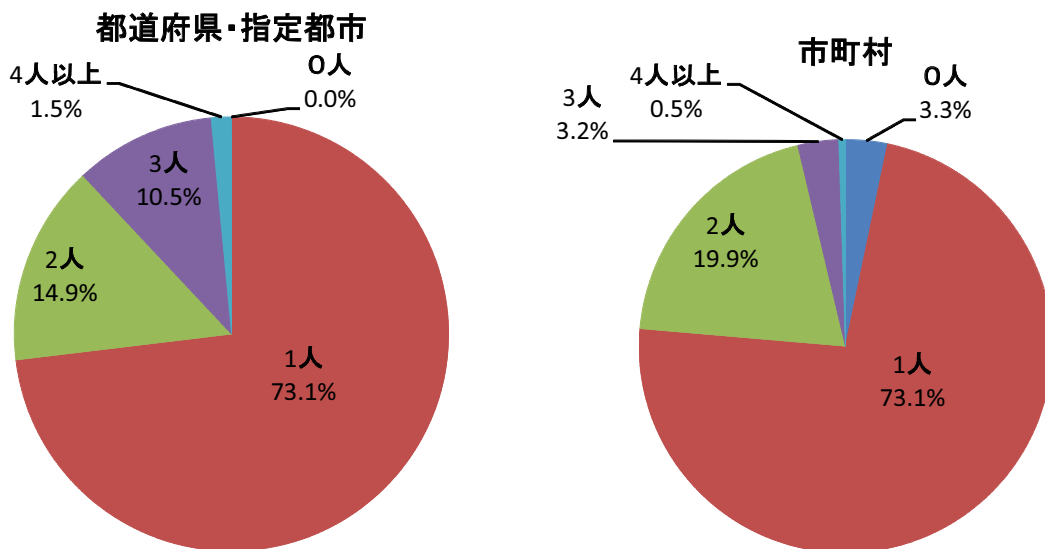
平成26年3月1日時点の教育委員への保護者の選任状況についてみると、教育委員の中に保護者が含まれている教育委員会の割合は、都道府県・指定都市で100%（平成24年度：98.5%）、市町村で96.7%（平成24年度96.1%）となっている【図10】。

【図10】教育委員への保護者の選任

○保護者委員の有無



○保護者である委員の数

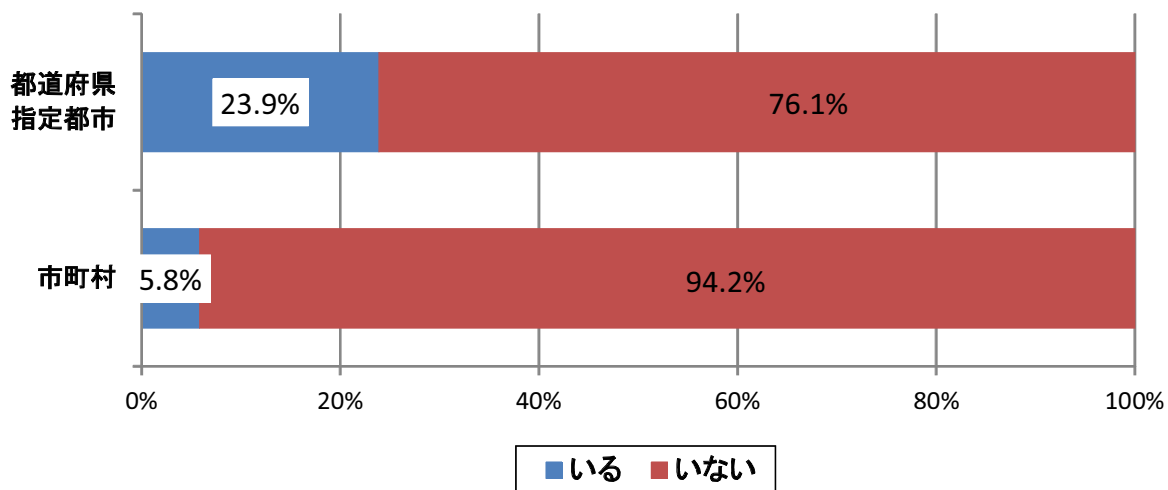


③スポーツに関する知見を有することを選任理由とした教育委員の選任

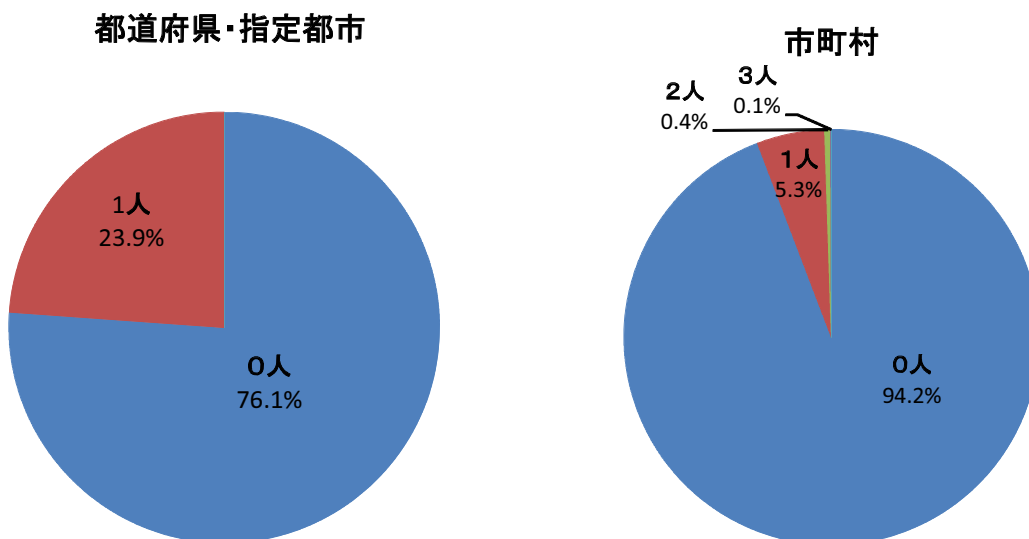
新規

平成26年3月1日時点の教育委員の中に、スポーツに関する知見を有することを選任理由の一つとして選任を行った教育委員が含まれている教育委員会の割合は、都道府県・指定都市で23.9%、市町村で5.8%となっている【図11】。

【図11】スポーツに関する知見を有することを選任理由とした教育委員の選任
○スポーツに関する知見を有することを選任理由の一つとした選任の有無



○スポーツに関する知見を有することを選任理由の一つとして選任された委員の数



④教育委員及び教育長の再任回数

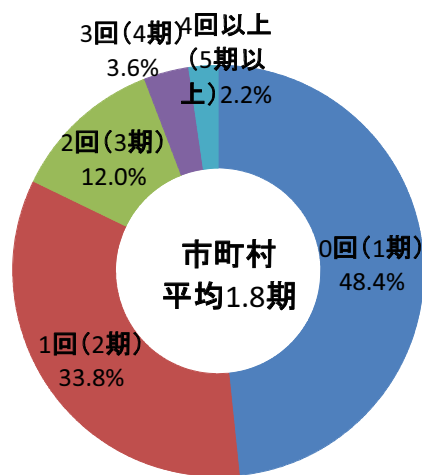
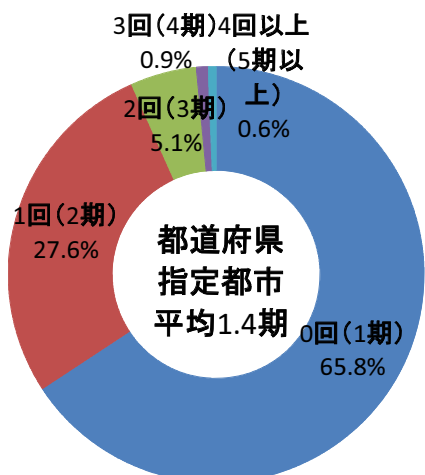
教育委員の任期は4年となっているが、平成26年3月1日時点の教育委員及び教育長の再任回数(連続して選任された場合に限る)については、【図12】のとおりである。

教育委員(教育長を除く)1人当たりの平均在任期間は都道府県・指定都市で1.4期(平成24年度:1.4期)、市町村で1.8期(同:1.7期)となっている。

また、教育長にあつては、平均在任期間が都道府県・指定都市で1.4期(平成24年度:1.4期)、市町村で1.7期(同:1.6期)となっている。

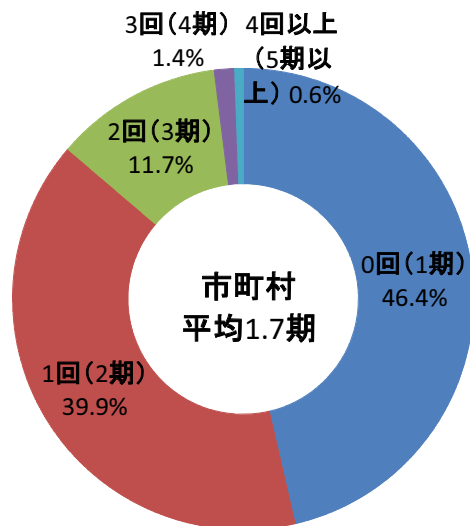
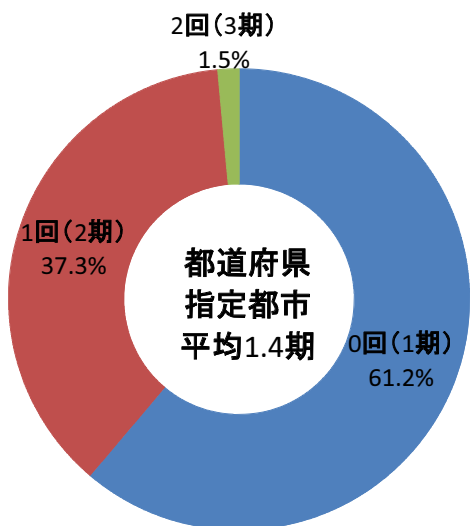
【図12】教育委員及び教育長の再任回数

○教育委員(教育長を除く。)(任期:4年)



※平成26年3月1日時点の教育委員について集計
 ※連続して選任された場合にのみ、再任とみなす
 ※4回以上(5期以上)は5期として平均を計算

○教育長(任期:4年)



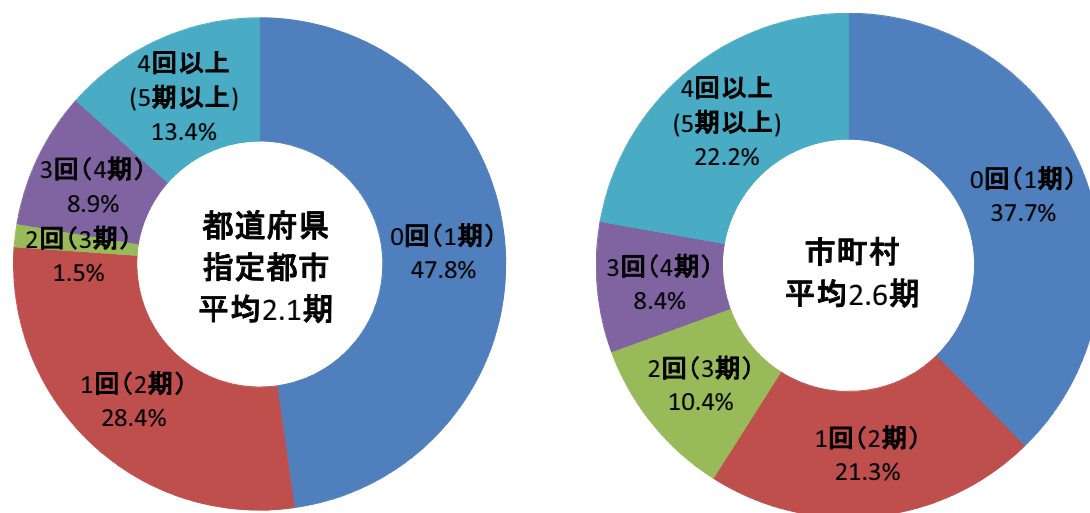
⑤教育委員長の再任回数

教育委員長は教育委員のうちから選挙により選ばれ、その任期は1年となっている。平成26年3月1日時点の教育委員長の委員長としての再任回数(連続して選任された場合に限る)については、【図13】のとおりである。

教育委員長1人当たりの平均在任期間は都道府県・指定都市で2.1期(平成24年度:2.1期)、市町村で2.6期(同:2.5期)となっている。

毎年委員長を輪番制にしているところや、同じ教育委員が継続して教育委員長を務めているところなど、教育委員会によって様々な運用が見られるが、全体としては、委員長は複数期務める傾向にある。

【図13】教育委員長の再任回数【任期:1年】



※平成26年3月1日時点の教育委員長について集計
 ※連続して選任された場合にのみ、再任とみなす
 ※4回以上(5期以上)は5期として平均を計算

⑥教育長が不在となった事例

新規

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間において、3ヶ月以上教育長が不在となった事例がある教育委員会数は、市町村で99教育委員会となっている。

3ヶ月以上教育長が不在となった理由を尋ねたところ、主なものとして、次の理由が挙げられている。

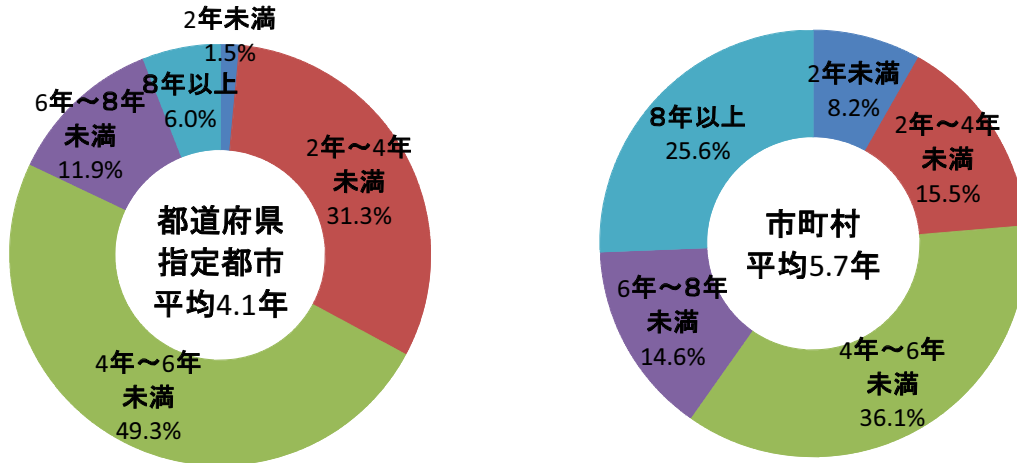
- ・教育長への就任を予定していた者が、教育委員としての議会同意を得られなかった。
- ・突然の辞職により、後任の候補者の選任に時間を要した。

⑦教育長の在任期間(前任)

新規

1人の教育長が通算して何年在任しているかを把握するため、平成26年3月1日時点において在任している教育長の前任の教育長の在任期間を調査したところ、1人当たりの平均在任期間は、都道府県・指定都市で4.1年、市町村で5.7年となっている【図14】。

【図14】教育長の在任期間(前任)

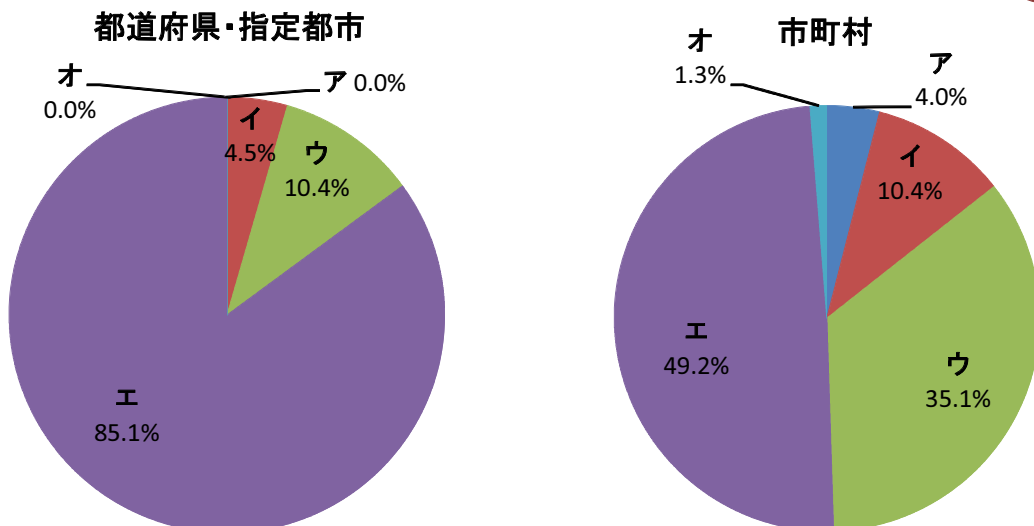


⑧教育長の教育委員としての選任における議会同意プロセス

平成26年3月1日現在の教育長の教育委員としての選任における議会同意のプロセスについては【図15】のとおりであり、都道府県・指定都市、市町村ともに、本会議又は委員会において候補者は出席せず、採決のみ行っている割合が最も多いものの、市町村においては、(候補者は出席しないものの)首長に対する質疑を行っている地方公共団体が約3割あった。

【図15】教育長の教育委員としての選任における議会同意のプロセス

新規



- ア. 本会議又は委員会において、候補者が所信表明を行った上で、それに対する質疑を行っている。
- イ. 本会議又は委員会において、候補者が所信表明のみを行っている。
- ウ. 本会議又は委員会において、首長に対し質疑を行っている。
- エ. 本会議又は委員会において、所信表明や質疑はなく、採決のみ行っている。
- オ. その他

※その他の例

- ・ 首長に対する質疑を確認したが、質疑はなかった。その後、採決。
- ・ 首長に対し質疑を行い、本人が所信表明を行った。

(3)教育委員の研修

教育委員は、地方公共団体の教育行政の運営に重要な責任を負っており、職務の遂行にあたっては、不断の研鑽に努める必要がある。このため、教育委員に対する研修を積極的に進めていく必要がある。平成19年に改正された地教行法において、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の教育委員に対する研修を進めることとされており、教育委員に対する研修を一層充実していくことが求められる。

都道府県教育委員会が域内市町村の教育委員(教育長を含む。)を対象として開催した研修の回数は【表4】のとおりであり、県内の全市町村を対象とした研修は年間1.3回(平成24年度:1.3回)、県内の一部市町村を対象とした研修は年間1.7回(同:1.3回)となっている。また、自教育委員会の教育委員への研修の開催状況は【表5】のとおりであり、都道府県・指定都市で年間11.1回(平成24年度:7.1回)、市町村で年間4.9回(同:4.8回)となっている。

【表4】都道府県教育委員会が市町村教育委員会の教育委員を対象として行った研修(年間開催回数)

都道府県内全市町村対象	都道府県内一部市町村対象
1.3	1.7

【表5】自教育委員会で行った教育委員に対する研修(年間開催回数)

都道府県・指定都市	市町村
11.1	4.9

(4)教育委員会と首長との連携

教育委員会は首長から独立した機関として地方教育行政を担っているが、首長も予算の執行など教育に関する事務の一部を担っている。また、予算編成や教育に関する条例案の提出の際には、首長は教育委員会の意見を聴かなければならないこととされている(地教行法第29条)。地方公共団体全体として安定した調和のある行政の実施のためには教育委員会と首長相互の適切な連携・協力が重要である。

①教育委員会と首長との意見交換会の実施

首長との意見交換会を実施している教育委員会は、都道府県・指定都市で567% (平成24年度年度: 59.7%)、市町村で36.7% (同: 37.3%)となっている【表6】。教育委員と首長との意見交換の際に教育委員から積極的に首長に提案を行うなど、首長との更なる連携強化が望まれる。

【表6】教育委員会と首長との意見交換会の実施

前年比較追加

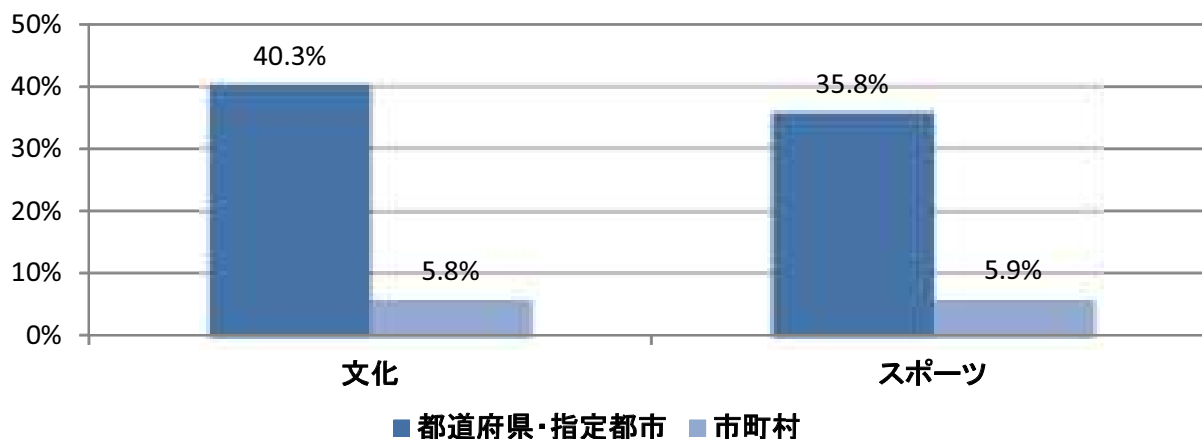
	実施なし	実施あり		
		1回	2回	3回～13回
都道府県・指定都市	43.3% (40.3%)	32.8% (38.8%)	13.4% (9.0%)	10.5% (11.9%)
市町村	63.3% (62.7%)	28.0% (28.1%)	6.1% (5.7%)	2.6% (3.4%)

※()内は平成24年度間の数値。

②地教行法第24条の2の規定によるスポーツ・文化に関する事務の所掌の弾力化

平成19年に改正された地教行法では、地域づくり等の観点から、地域の実情や住民のニーズに応じて、条例で定めるところにより、スポーツ・文化に関する事務を首長が管理執行することができるようになった(地教行法第24条の2)。この規定に基づき、条例によりスポーツに関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で24(平成24年度: 25)、市町村で102(同: 91)、文化に関する事務を首長が管理・執行することとした地方公共団体は都道府県・指定都市で27(平成24年度: 28)、市町村で100(同: 85)であり、その割合は【図16】のとおりである。

【図16】文化・スポーツに関する事務を首長が管理・執行している教育委員会



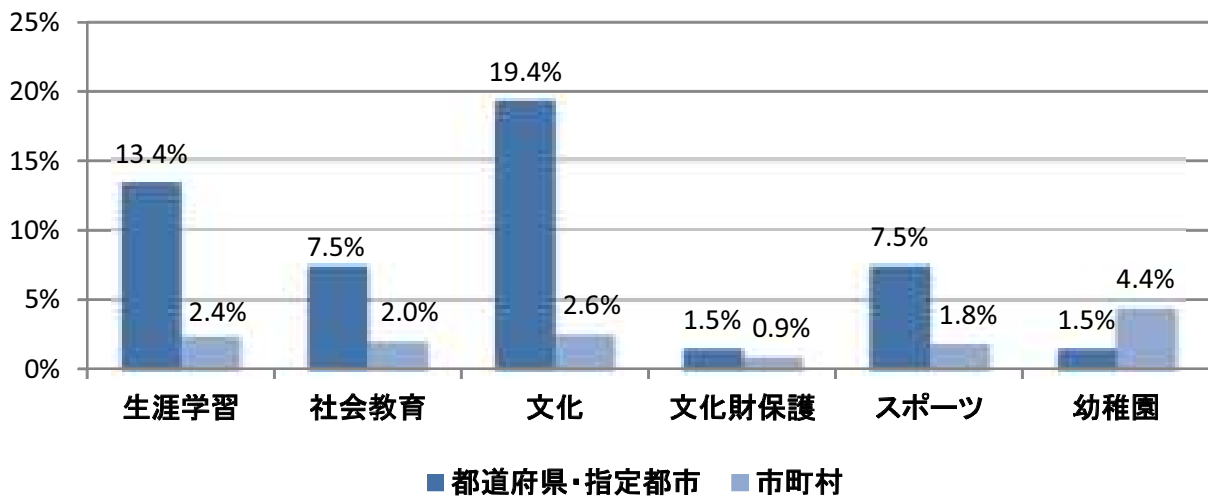
③教育委員会より首長部局への事務委任・補助執行の状況

教育委員会の所管する事務のうち、生涯学習・社会教育・文化・文化財保護・スポーツ・幼稚園の各分野に関する事務の一部について、地方自治法第180条の7の規定により、首長部局への事務委任・補助執行を行っている教育委員会の割合を【図17】のとおりである。

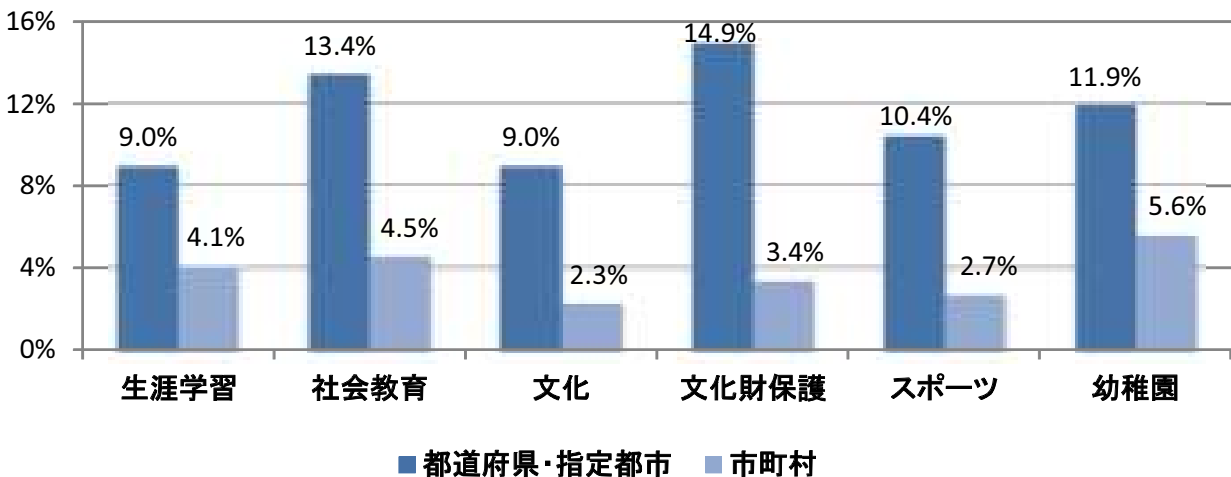
全体的な傾向として、都道府県・指定都市において、市町村と比較して事務委任・補助執行を行っている割合が高いことが読み取れる。

【図17】事務委任・補助執行の状況

○事務委任



○補助執行



④都道府県の教育委員と域内市町村の教育委員との意見交換会の実施

平成25年度間に、都道府県の教育委員（教育長のみの場合を除く。）と域内市町村の教育委員（教育長のみの場合を除く。）との意見交換のための会合等を実施した都道府県は、域内全ての市町村を対象として行った割合は34.0%、域内市町村の一部を対象として行った割合は31.8%となっている【表7】。

【表7】都道府県の教育委員と域内市町村の教育委員との意見交換会の実施

	実施なし	実施あり		
		1回	2回	3回～22回
域内全ての市町村を対象	65.9%	23.4%	6.4%	4.3%
域内市町村の一部を対象	68.2%	13.6%	6.8%	11.4%

前年なし

(5)教育委員会の事務処理体制

①市町村における事務の共同処理

平成19年に改正された地教行法では、市町村は、近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備・充実に努めることとされており(地教行法第55条の2)、特に人口規模が小さい市町村の教育委員会においては、事務処理体制を強化するために、近隣の市町村と共同して事務を管理・執行することも1つの方策である。

事務の共同処理を実施している市町村教育委員会の割合は【表8】のとおりとなっている。「近隣地方公共団体と協議会を設置」している教育委員会で共同処理している事務としては、障害のある児童生徒への就学指導に係る事務、教員の研修に係る事務、学校給食に係る事務、視聴学教育に係る事務などの例が多くみられ、「職員を共同で設置」している教育委員会では、指導主事を共同設置している例が多くみられた。さらに、「近隣地方公共団体への事務委託」を実施している教育委員会では、委託している事務として、児童生徒の就学に係る事務が多くみられた。

【表8】市町村(指定都市を含む。)における事務の共同処理

近隣地方公共団体と協議会を設置	職員を共同設置	近隣地方公共団体へ事務を委託
12.7%	2.4%	5.4%

(6) 教育委員会の活動状況についての点検・評価

① 点検・評価の実施状況

教育委員会が地域住民への説明責任を果たしていくためには、教育委員会自身はその活動について目標を設定し、その実施結果を評価していくことが重要である。平成19年に改正された地教行法では、教育委員会は、毎年、自らの活動状況の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとされた。また、点検・評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ることが規定された(地教行法第27条)。

平成25年度間においては、点検・評価を行っている教育委員会は、都道府県・指定都市では100% (平成24年度100%)となっているが、市町村では95.8% (平成24年度94.8%)にとどまっている【表9】。

【表9】点検・評価の実施状況

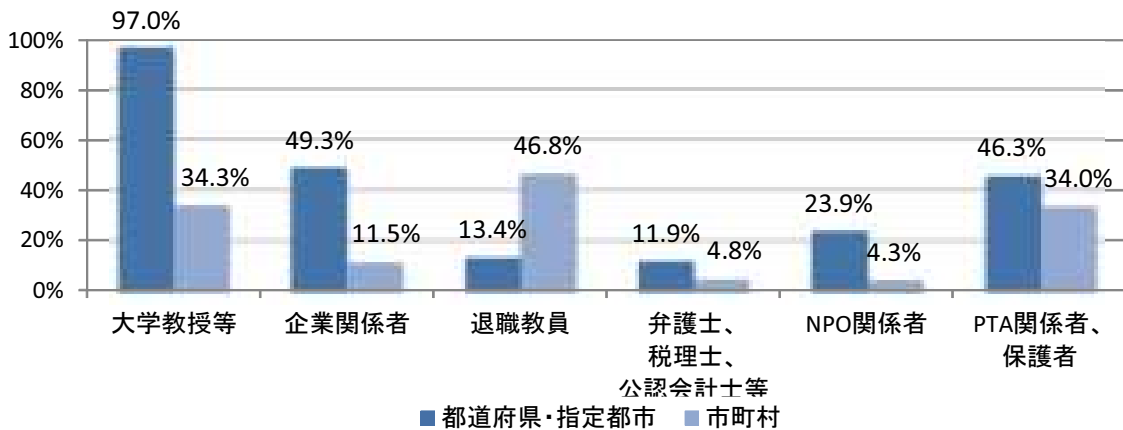
都道府県・指定都市	市町村
100.0%	95.8%

前年表掲載なし

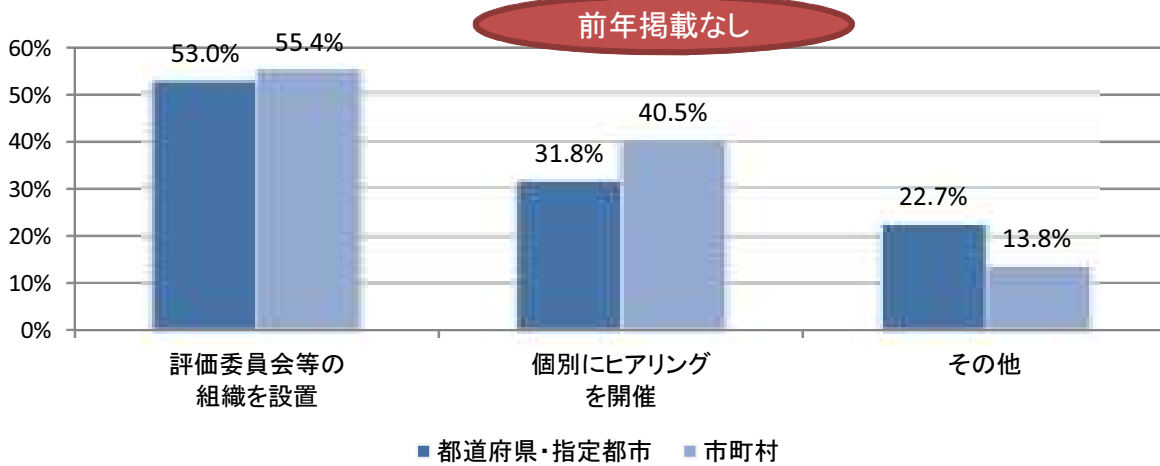
② 学識経験者等の知見の活用状況

点検・評価を行うに当たっては、学識経験者の知見の活用を図ることが定められているが(地教行法第27条第2項)、どのような方の知見の活用を図ったのかをまとめたものが【図18】である。大学教授等、企業関係者、PTA関係者、保護者などから協力を得ている場合が多いようである。また、知見の活用の際には、評価委員会等の組織を設置する、個別にヒアリング等を行う他、その他として書面による意見書を提出するなどの取組がなされている。

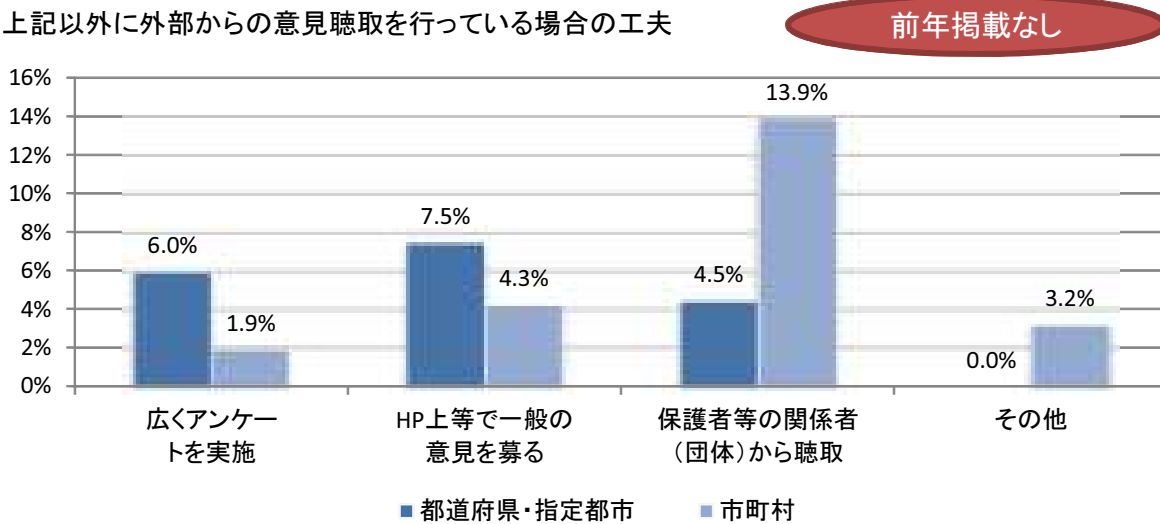
【図18】学識経験者の知見の活用状況



○学識経験者への意見聴取の方法



○上記以外に外部からの意見聴取を行っている場合の工夫

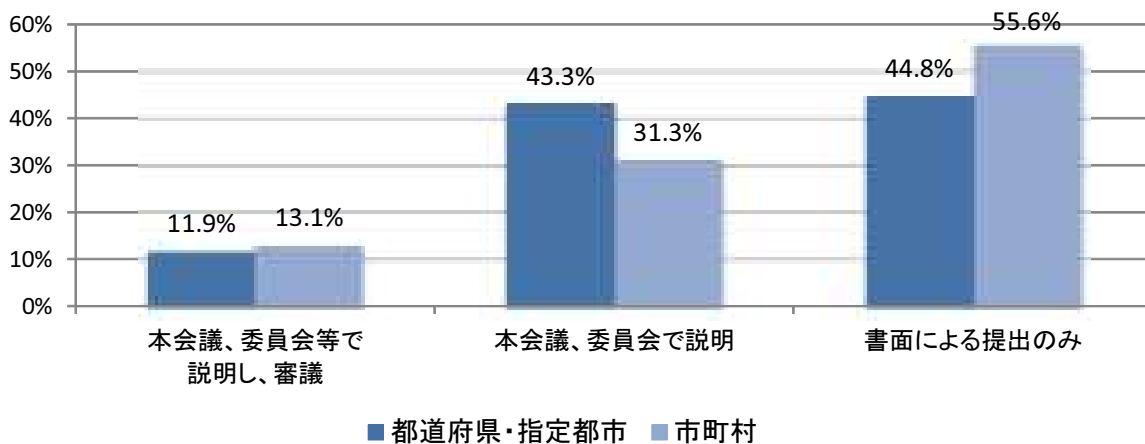


③点検・評価結果の議会への報告、一般への公表の状況

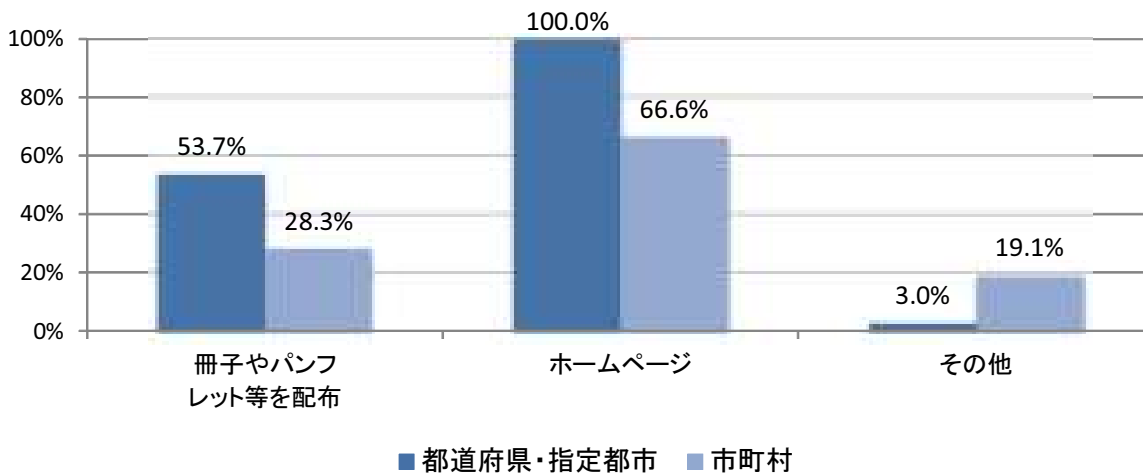
教育委員会は点検・評価の結果について議会に提出するとともに、一般に公表することとされている（地教行法第27条第1項）。議会報告の方法は【図19】のとおりとなっている。本会議や委員会等で説明したり、審議を行った教育委員会は、都道府県・指定都市で55.2%（平成24年度：56.7%）、市町村で44.4%（同：46.0%）となっている。

また、一般への公表方法は【図20】のとおりとなっており、ホームページの活用が多くを占めている。

【図19】議会報告の方法



【図20】一般への公表方法（複数回答）



(7) 学校の裁量拡大

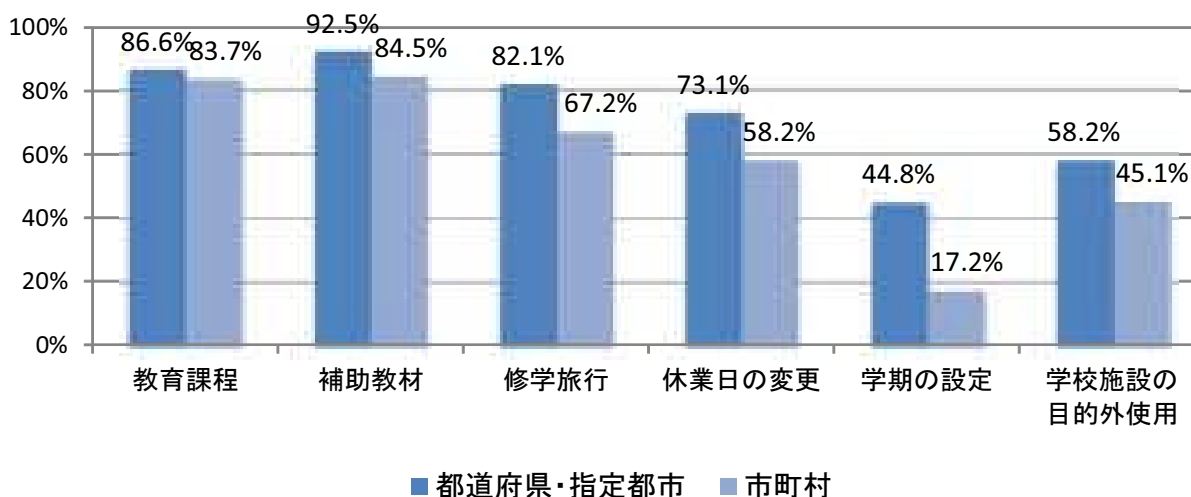
各学校がそれぞれの教育理念や教育方針に基づき、地域の状況等に応じて、自主的・自律的な学校運営を行うためには、教育委員会が、教育委員会規則の改正や学校予算の配分方法の工夫などにより、学校の裁量を拡大することが求められる。

① 学校管理規則の見直し状況

各学校において、教育課程の編成、副教材の使用、宿泊を伴う学校行事の決定、休業日の変更、学期の設定などを行う際に、許可あるいは承認による関与を行わない教育委員会の割合は【図21】のとおりである。

これらについて、平成10年度の状況と比較してみると、【表9】のとおりとなっている。この15年間で学校の裁量が大幅に拡大したことが分かる。

【図21】 学校管理規則で、学校の各種取組について許可・承認による関与を行わないこととしている教育委員会の割合



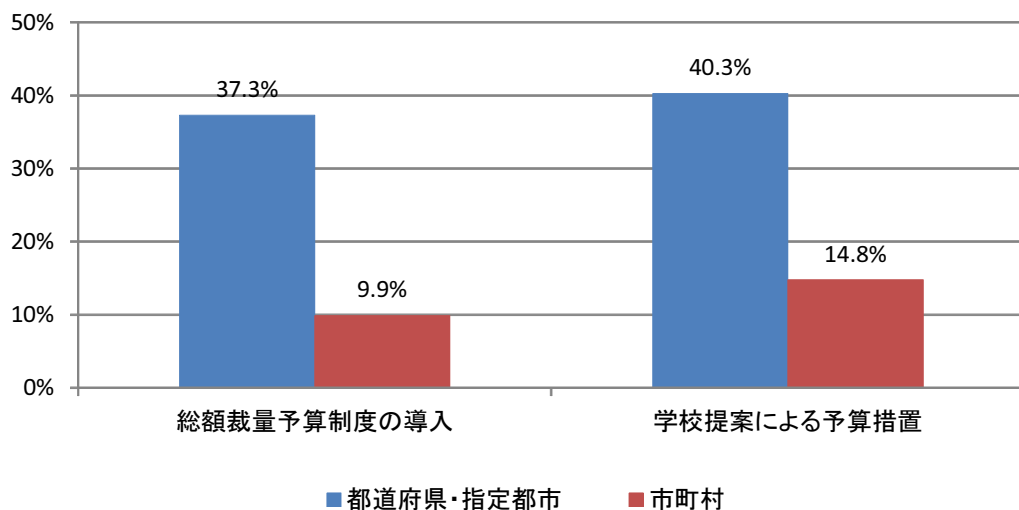
【表9】

		教育課程	補助教材	修学旅行	休業日の変更	学期の設定
都道府県 指定都市	10年度	55.0%	68.3%	38.3%	30.0%	10.0%
	当年度	86.6%	92.5%	82.1%	73.1%	44.8%
市町村	10年度	47.5%	42.2%	27.0%	21.3%	16.1%
	当年度	83.7%	84.5%	67.2%	58.2%	17.2%

②学校裁量予算についての取組状況

学校配当予算の総額が予算項目ごとではなく、総枠として学校に配当される総額裁量予算制度を導入したり、学校が企画提案した独自の取組について査定し、特別の予算を措置したりするなどの取組を行う教育委員会の状況は【図22】のとおりとなっており、予算面においても学校の裁量を拡大する取組が行われている。

【図22】 学校裁量予算を導入している教育委員会の割合



第2次戸田市教育振興計画実施計画の 実績・今後の展望等について

～ 生き生きと 共に育む 教育のまち 戸田 ～

平成27年9月
戸田市教育委員会

目次

第2次戸田市教育振興計画実施計画の実績・今後の展望等について	ページ
1. 重点施策	1
(重点施策1) 確かな学力の育成	
(重点施策2) 豊かな心の育成	
(重点施策3) よりよい教育環境の整備	
(重点施策4) 家庭・地域の教育力の向上	
2. 各施策の事業の中で特筆すべきものについて	2
中学校学校選択制事業	
食の教育事業	
学校給食センター管理運営費	
学校給食栄養管理事業・学校給食事務管理事業	
単独校調理場管理運営事業	
学校給食施設整備事業	
子育て支援事業	3
障害者施設事業（あすなろ学園運営費の助成）	
海外留学奨学資金事業	
文化財保護事業	
小学校備品購入費	4
中学校備品購入費	
社会教育委員費	
社会教育指導員費	
就学援助事業	
学童等災害共済事業	
乳幼児健診事業	5
生涯学習事業	
市民大学事業	

サテライト大学事業	5
少年自然の家の管理運営事業	6
民生（児童）委員事業	
保護司会事業	
生涯学習事業（親の学習）	
生涯学習事業（すこやか子育て講座）	
生涯学習事業（子育て講演会）	
人権教育事業（人権講演会）	

第2次戸田市教育振興計画実施計画重点施策 【平成26年度実績】

(重点施策1) 確かな学力の育成

■目標指標

目標指標	現状 (平成22年度)	目標 (平成27年度)	(上段)計画値					指導課
			(下段)実績値					
			H23	H24	H25	H26	H27	
授業の内容がわかる児童生徒の割合	小学校 88%	90%	88%	88%	89%	89%	90%	
			87%	89%	88%	87%		
	中学校 70%	80%	72%	74%	76%	78%	80%	
			74%	79%	74%	76%		
授業に進んで取り組んでいる児童生徒の割合	小学校 85%	90%	86%	87%	88%	89%	90%	
			86%	87%	87%	88%		
	中学校 73%	80%	75%	77%	78%	79%	80%	
			79%	80%	79%	81%		

(重点施策2) 豊かな心の育成

■目標指標

目標指標	現状 (平成22年度)	目標 (平成27年度)	(上段)計画値					指導課
			(下段)実績値					
			H23	H24	H25	H26	H27	
通学合宿の年間実施回数	4回	9回	5回	6回	7回	8回	9回	児童青少年課
			4回	4回	3回	3回		
規律ある態度の達成度 (3つの達成目標から全項目の平均値)	小学校 86%	90%	86%	87%	88%	89%	90%	
			86%	88%	88%	87%		
	中学校 83%	85%	83%	83%	84%	84%	85%	
			83%	89%	90%	91%		

(重点施策3) よりよい教育環境の整備

■目標指標

目標指標	現状 (平成22年度)	目標 (平成27年度)	(上段)計画値					教育総務課
			(下段)実績値					
			H23	H24	H25	H26	H27	
施設維持保全改修実施学校数	0校	14校	2校	5校	8校	11校	14校	
			2校	5校	8校	11校		

(重点施策4) 家庭・地域の教育力の向上

■目標指標

目標指標	現状 (平成22年度)	目標 (平成27年度)	(上段)計画値					子ども家庭課
			(下段)実績値					
			H23	H24	H25	H26	H27	
地域子育て支援拠点つどいの広場事業設置数	6か所	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所	
			9か所	9か所	9か所	9か所		
市民大学の認定講座数	19講座	40講座	20講座	30講座	34講座	37講座	40講座	生涯学習課
			25講座	35講座	39講座	40講座		

第2次戸田市教育振興計画実施計画の平成26年度の実績や今後の展望等について

施策 番号	所属名	事業名	平成26年度の実績や今後の展望等
1-1-1-11	学務課	中学校学校選択制事業	本市においては児童生徒数の増加が続いているため、今後の教室数の不足を避けるため、一律35人としていた通学区域外からの受入定員数を、各中学校の入学予定者数及び施設状況を踏まえ決めることとした。
1-3-1-3	学校給食課	食の教育事業	栄養教諭、学校栄養職員と連携し、食育全体計画に基づき、学校生活の様々な場面で食に関する指導を行った。また、試食会で講演会を行った。今後も継続していく。
1-3-1-4	学校給食課	学校給食センター管理運営費	市内6中学校から社会体験を受け入れた。今後も給食センターの円滑な管理運営を継続していく。
1-3-1-5	学校給食課	学校給食栄養管理事業・学校給食事務管理事業	学校給食実施計画に基づき、安全で安心できるおいしい給食を提供した。今後もより一層おいしい給食を提供していく。
1-3-1-6	学校給食課	単独校調理場管理運営事業	調理業務は業者委託8校・直営方式1校で実施、単独校調理方式の特色を生かし、給食に関する指導の充実や細やかな対応を行った。今後、直営校が増える予定であるが、円滑な管理運営を継続していく。
1-3-1-7	学校給食課	学校給食施設整備事業	今後、残る3校の整備については、校舎や他の施設の改築時期に検討する。

施策 番号	所属名	事業名	平成26年度の実績や今後の展望等
1-4-1-2 1-4-3-2 3-1-1-4	福祉保健 センター	子育て支援事業	<p>こんにちは赤ちゃん訪問 実施人数 1,523 人 (90.6%)</p> <p>こども健康ダイヤル 24 延本数 2,702 本</p> <p>運動発達相談 延 44 人</p> <p>子ども相談 延 62 人</p> <p>親子教室 延 80 組</p> <p>今後、訪問・面接・電話相談が気軽にでき、発達に関する支援、保護者の不安を解消できるよう、相談事業を充実させていく。また、健診でのスクリーニングの適正化と発達のフォロー体制を充実させていく。</p>
1-4-3-4 3-2-1-4	障害福祉課	障害者施設事業（あすなろ学園運営費の助成）	<p>あすなろ学園は、「児童発達支援センター」として、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行う「児童発達支援」に加えて、「地域支援」機能として、平成26年4月から保育所等訪問支援、平成27年1月から障害児相談支援を開始し、平成27年4月に本格的な取り組みを開始したため、今後も引き続き支援していく。</p>
1-5-1-3	教育総務課	海外留学奨学資金事業	<p>海外留学奨学基金がここ数年のうちに1億円を割り込むことが見込まれるため、奨学金額の減額や年度給与額を一定にする見直しを行った。</p>
1-5-2-4	生涯学習課	文化財保護事業	<p>試掘確認調査 9件延べ12日（内3件が本発掘に至る）</p> <p>文化財講座 3/1、3/7開催延べ53人参加</p> <p>今後についても現状維持で継続</p>

施策 番号	所属名	事業名	平成26年度の実績や今後の展望等
2-3-3-4	教育総務課	小学校施設整備費	学校ICT環境整備の一環として、戸田南小学校・喜沢小学校・笹目中学校の設備
2-3-3-5	教育総務課	中学校施設整備費	改修工事の中で無線LAN環境の整備を実施した。 平成25年度にタブレットパソコンを導入した喜沢小学校と笹目中学校においてはアクセスポイントまで設置し、普通教室や理科室でもタブレットパソコンを持ち込んでインターネット回線を利用した協働学習などを行うことが可能になった。
2-3-4-1	生涯学習課	社会教育委員費	社会教育委員会 6/25、3/18 開催 平成28年度から生涯学習事業に統合
2-3-4-2	生涯学習課	社会教育指導員費	社会教育指導員 1名 平成28年度から生涯学習事業に統合
2-3-5-3	学務課	就学援助事業	平成25年3月の新システム導入により、住民記録・課税情報との連動を実現し、適切な事務の執行を図っている。平成26年度の認定者数は1,645人（対前年度比3人減）となり、保護者に対し経済的負担の軽減を実施した。
2-3-5-4	学務課	学童等災害共済事業	給費申請件数の減少及びこども医療費助成制度の拡大により平成26年度末をもって制度を廃止した。平成26年度末までに発生した給付の対象となるものについては、2年間の経過措置をとり、一般会計において対応する。

施策 番号	所属名	事業名	平成26年度の実績や今後の展望等
3-1-1-4	福祉保健 センター	乳幼児健診事業	<p>4か月児健診 1,522人(97.9%) 1歳児健診 1,524人(96.3%) 1歳8か月児健診 1,489人(95.8%) 3歳6か月児健診 1,394人(92.3%)</p> <p>疾患や発達障害の早期発見、早期対応を継続するとともに、望ましい生活習慣の確立へ向けて、保護者への情報提供の場とする。また、乳幼児の順調な発育を保護者と共に確認し、育児不安の軽減を図る。</p>
3-1-2-3	生涯学習課	生涯学習事業	<p>人材の森公開講座 9/12~/22 23回11講座開催 延べ222人参加 まちづくり出前講座 4/8~3/15 112回開催 延べ4,681人参加</p> <p>平成28年度から社会教育委員費、社会教育指導委員費と統合</p>
3-1-2-6	生涯学習課	市民大学事業	<p>40講座実施 3,034人参加 市民大学修了者29人(延べ39人)</p> <p>今後についても現状維持で継続</p>
3-1-2-7	生涯学習課	サテライト大学事業	<p>岐阜女子大学 ①6/28~7/26 5回開催 76人参加 ②12/14~2/1 2回開催 47人参加</p> <p>法政大学 2/14~3/15 4回開催 62人参加</p> <p>平成27年度から市民大学事業へ統合</p>

施策 番号	所属名	事業名	平成26年度の実績や今後の展望等
3-2-3-3 3-2-4-11	生涯学習課	少年自然の家の管理運営事業	利用人数 6,840 人 5年間の第1期指定管理期間終了に伴い、平成28年度～平成32年度の5年間について、再度公募にて指定管理者を選定する。
3-2-4-3	福祉総務課	民生（児童）委員事業	平成26年度においても、一部の地域で子どもたちを対象とした登下校の見守りを行った。今後については、活動の充実とともに学校と連携した事業も視野に入れ、取り組んでいきたい。
3-2-4-4	福祉総務課	保護司会事業	平成26年度においても、学校との連携活動として、保護司と市内各中学校との意見交換を行った。今後についても、引き続き学校と連携し、犯罪や青少年の非行の防止に取り組んでいきたい。
3-2-4-16	生涯学習課	生涯学習事業（親の学習）	(小学校)10/15～30 11回 1,312人参加 (中学校)2/5～13 3回 601人参加 今後についても現状維持で継続
3-2-4-17	生涯学習課	生涯学習事業（すこやか子育て講座）	(小学校)10/21 1回開催 60人参加 今後についても現状維持で継続
3-2-4-18	生涯学習課	生涯学習事業（子育て講演会）	(中学校)2/5 3回開催 359人参加 今後についても現状維持で継続
3-2-4-19	生涯学習課	人権教育事業（人権講演会）	「21世紀は人権の世紀になるか」 7/10開催 302人参加 今後についても現状維持で継続

平成27年度第2回奨学資金貸付内訳(新規分)

学校種別		貸付単価(円) (年額)	人数(人)	貸付金額(円) (半年分)
高等学校 高等専門学校 (1学年から3学年) 専修学校(高等課程)	国公立	120,000	0	0
	私立	180,000	1	90,000
大学・短期大学 高等専門学校 (4学年及び5学年) 専修学校(専門課程)	国公立	240,000	0	0
	私立	300,000	1	150,000
合 計			2	240,000

貸付申請者数 2人

貸付決定者数 2人

平成27年度全国学力・学習状況調査の概要について

1 全国学力・学習状況調査について

(1) 調査の目的

- ①義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- ②そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- ③学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

(2) 調査の対象

- 小学校 第6学年
- 中学校 第3学年

(3) 本市調査実施日

平成27年4月21日(火) 小学校12校、中学校6校

(4) 調査事項

- 教科に関する調査
 - ①<国語A、算数・数学A> …主として「知識」に関する問題
 - ②<国語B、算数・数学B> …主として「活用」に関する問題
 - ③<理科> …主として「知識」に関する問題と「活用」に関する問題
- 質問紙調査
 - 学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙による調査

本市における調査人数(人)

	国語A	国語B	算数・数学A	算数・数学B	理科	質問紙
小学校第6学年	1,192	1,191	1,192	1,191	1,191	1,190
中学校第3学年	1,035	1,036	1,036	1,036	1,035	1,035

2 本市の結果の概要について

(平均正答率 単位%)

	小学校第6学年					中学校第3学年				
	国語		算数		理科	国語		数学		理科
	A	B	A	B		A	B	A	B	
全国	70.0	65.4	75.2	45.0	60.8	75.8	65.8	64.4	41.6	53.0
埼玉県	68.7	64.2	73.1	43.1	59.2	74.9	64.7	63.2	40.4	51.6
戸田市	69.3	67.0	75.0	45.4	61.2	76.0	65.0	64.9	41.3	52.6

【小学校】国語B、算数B、理科で全国平均を上回っている。国語A、算数Aを含め、全て県平均は上回っているが、これまでと比較するとその差が縮まっている。

【中学校】国語A、数学Aで全国平均を上回っている。国語B、数学B、理科は全国平均を下回っているが県平均は上回っており、全体として大きく改善している。

(1) 国語について

小学校では、主に知識に関するA問題及び主に活用に関するB問題ともに県平均を上回っている。全国平均との比較では、ほぼ変わらない数値であるものの、A問題でわずかながら下回っている。基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるよう指導を充実させる必要がある。

中学校では、A問題は全国及び県平均を上回っているが、B問題は県平均を上回ったものの全国平均は下回っている。基礎的・基本的な知識及び技能について、概ね習得しているが、活用する力の育成をより一層図っていく必要がある。

(2) 算数・数学について

小学校では、算数Aについて、戸田市は全国平均を若干下回っているが、県平均を上回っている。算数Bについては、戸田市は全国及び県平均を上回っている。基礎的・基本的な知識及び技能の定着が図られていること、活用する力の習得が図られていることがうかがえる。しかし、昨年度は算数A・Bともに全国及び県平均を上回っていたことから、より一層の指導の充実が必要である。

中学校では、数学Aで全国及び県平均を上回っている。数学Bでは県平均を上回っているものの、全国平均を若干下回っている。基礎的・基本的な知識及び技能については昨年度から改善が見られるものの、習得した知識及び技能を活用する力の伸長が図られるように指導を充実させていく必要がある。

(3) 理科について

理科は、主として「知識」に関する問題と、主として「活用」に関する問題の両方を合わせて出題している。

小学校では、県平均、全国平均とともに上回っている。学習した内容を日常生活に適用して答える問題が多く、学習指導に当たっては知識や経験を日常生活へ適用する場面を意図的に設定することが重要である。

中学校では、県平均を上回っているが、全国平均はわずかに下回っている。第1分野と第2分野を横断した総合的な見方や考え方ができるようにすることが大切である。

(4) 学習状況調査【児童生徒質問紙】について

ア 児童質問紙調査 (小学校)

- ・月～金曜日における学校の授業以外の学習時間（学習塾や家庭教師含む）については、2時間以上の児童が29.9%であり、全国・県より高い。（全国25.7%、県25.7%）
- ・「家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか」について、「している」「どちらかといえば、している」の合計が70.7%であり、全国・県より高い。（全国62.8%、県70.1%）
- ・「友達の前で自分の考えや意見を発表することは得意ですか」について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計が48.8%であり、全国・県より低い。（全国51.2%、埼玉県52.5%）

イ 生徒質問紙調査 (中学校)

- ・「数学の問題の解き方が分からないときは、諦めずにいろいろな方法を考えますか」について、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の合計が72.7%であり、全国・県より高い。（全国69.8%、埼玉県71.7%）
- ・「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか」について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計が38.2%であり、全国・県より高い。（全国32.9%、埼玉県38.0%）
- ・「今住んでいる地域の行事に参加していますか」について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計が35.5%であり、全国・県より低い。（全国44.8%、埼玉県43.0%）

平成27年度 戸田市教育委員会等研究委嘱校の研究発表日について

No	学校名	研究教科等	研究主題または内容	研究委嘱機関	委嘱期間	H27発表予定日
1	戸田東中	全教科等	確かな学力を身につけた生徒の育成 ～思考力・判断力・表現力等をはぐくむ言語活動の充実を目指して～	戸田市教育委員会	25・26・27	10.13
2	戸田第二小	英語活動	外部専門機関と連携した英語指導力向上事業（研究協力校）	文部科学省 埼玉県教育委員会	27・28	10.20
3	笹目小	全教科等	地域に応じた学力向上を目指して ～魅力ある授業づくりと豊かな学習環境づくり～	戸田市教育委員会	26・27	10.30
			<地域に応じた学力向上推進協力校（埼玉県）> <「学校教育の情報化」に関する調査研究協力校（県立総合教育センター）> <協調学習の授業づくりに係る調査研究協力校（県立総合教育センター）>	埼玉県教育委員会	25・26・27	
		英語	外部専門機関と連携した英語指導力向上事業（研究協力校）	文部科学省 埼玉県教育委員会	27・28	
4	戸田中	道徳	豊かな心を持ち、互いの良さを認め合う生徒の育成 ～一人一人の思いを尊重し合う道徳教育をめざして～	戸田市教育委員会	25・26・27	11.5
5	喜沢小	特別活動	望ましい集団活動を通して、心豊かに生きる児童の育成（第二次研究） ～自らかかわり合い、個が生きる学級活動～	戸田市教育委員会	26.27	11.12
6	戸田中	保健体育	南部地区中学校体育授業研究会	埼玉県教育委員会 埼玉県中学校体育連盟主催	27	11.19
7	戸田東小	体育	共に学ぶよさを味わい、健やかな心と体をもつ児童の育成	戸田市教育委員会	25・26・27	12.16
8	芦原小	算数 特別活動	「自尊感情」を高め、互いを尊重し合う児童の育成	戸田市教育委員会	26・27	1.28
9	新曽中	道徳	道徳の時間を要とした教育活動の充実を目指して	戸田市教育委員会	25・26・27	2.12

「子育て講演会」を開催します。ぜひご参加ください! **参加費無料**

演題 「我が子の幸せを心の底から願う お母さんとお父さんのためのプチ親セミナー」

講師 はねばやし ゆず
心理カウンセラー 羽林 由鶴 氏

講師プロフィール

埼玉県のご出身。大学卒業後、財団法人教育研究所に17年間勤務され、2005年に心理カウンセラーとして独立されました。その後講演活動を開始されるとともに、2006年には合資会社STEP13を設立され、学習支援、人材育成等の各種カウンセリングや執筆活動に従事されてきました。テレビやラジオ番組では、「ただいま!」(NHK)、「ピンポン」(TBS)、「解決! ナイナイアンサー」(日テレ)、「エチカの鏡」(フジテレビ)など、数多くの番組に出演されています。

最近、若年による残虐な殺人事件が発生したり、いじめによる自殺など、世の中に漠然とした不安が広がっています。また、子どもたちの間にはラインが普及してコミュニケーションが苦手な子どもが増えているなど、この不安定な時代を生きるためには、子供たちに対し、親、そしてまわりの大人たちによる言葉かけや温かい家庭がとても重要になるのではないのでしょうか。



日時 平成27年10月14日(水) 午前10時30分~12時

受付: 午前10時~

会場 新曽公民館(福祉センター)3階ホール(所在地 新曽 1395)

対象・定員 市民・50人(市内小中学校PTA会員の参加有り) 託児室有り

申込 9月7日(月)より申込開始 電話・メール・FAXにて下記まで

【お申し込み・お問い合わせ先】

教育委員会 生涯学習課

電話 048-441-1800(内線466、342)

FAX 048-432-9910

メール kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp

第 3 1 回特別展 開催要項

1 展示名称 「戸田ボートコース物語～オリンピックがやってきた!～」

2 開催趣旨

昭和39年(1964年)に日本(東京)で開催されたオリンピックは、敗戦後の日本の急速な復興と国際社会への復帰を象徴する一大イベントであった。戸田ではボート競技が開催され地元住民と外国選手との交流も見られた。また、町内のインフラ整備もこれに合わせて大きく進み、オリンピック道路の竣工や笹目橋の架橋など、オリンピックの前後では町の様子も大きく変わった。

ボート競技を開催したコース(戸田漕艇場)は、「幻の東京五輪」(昭和15年(1940年)開催予定。返上、中止。)の際に整備が進められたものである。戦争の激化などの国際情勢により開催地返上をせざるを得なかった当時の人々の落胆は、戦後に競技が実施されたことにより喜びに変わったのである。

そして、平成32年(2020年)に「3回目の東京オリンピック」が開催予定となっている。残念ながら戸田は競技開催地にはなっていないが、今回の展示により、スポーツを通じて友情、連帯、相互理解を深め、平和な世界を目指すオリンピックの精神を感じていただきたい。

3 開催期間

平成27年10月17日(土)～12月6日(日) 【48日間】

【休館日】10月26日(月)・11月9日(月)・30日(月)

4 展示会場 戸田市立郷土博物館3階 特別展示室

5 関係機関

主催 戸田市立郷土博物館

共催 公益財団法人日本オリンピック委員会

協力 公益社団法人日本ボート協会

埼玉県ボート協会(全て依頼予定)

6 展示構成

第1章 東京オリンピックとその時代

第2章 オリンピックと戸田

第3章 戸田漕艇場のその後

7 入場料 無料

8 警備体制

開館時 展示監視員1名の配置及び警備員による定期巡回

閉館時 警備員2名が、通年にわたり常駐

9 資料搬送

借用資料搬送は、美術品梱包専門作業員による資料の梱包時及び開梱時共に学芸員立会いの上、美術品専用輸送車を使用し学芸員が同乗

10 関連事業 次のとおり（予定、詳細は別途起案）

【写真展】

名称 「オリンピックと戸田ボートコース」（仮称）

日程 特別展と同日程

会場 郷土博物館3階特別展示室前ロビー及び1階エントランス

写真提供者 埼玉県ボート協会参与 岡田平治氏（予定）ほか

【記念講演】

名称 「戸田ボートコースとボート競技」（仮称）

日程 未定

会場 図書館・郷土博物館2階視聴覚室

対象 中学生以上

講師 埼玉県ボート協会 参与 岡田平治氏（予定）

東京オリンピック漕艇競技出場者（予定）

現漕艇競技日本代表（予定）

スポーツドクター（予定）

11 印刷物

- (1) ポスター（B 2判、4色）：300枚 [主として他館等への郵送他]
- (2) ポスター（A 3判、4色）：550枚 [主として町会配送 535枚他]
- (3) チラシ（A 4判、片面カラー）：10,000部[町会回覧 3,541枚、小・中学校クラス数配布、他館郵送等] 6,000部[同デザインを使用し本庁内印刷、小学校家庭数配布]
- (4) 展示図録（A 4判 4色 60頁） 500部
[頒布、協力者・機関寄贈、交換館郵送]

12 広報活動

- (1) 「広報戸田市」（10月1日号※関連事業についてはそれぞれ適切な号）
- (2) ポスター掲示（町会掲示板、小中学校、公共施設、他の博物館施設等）
- (3) チラシ配布（小学校及び中学校クラス数配布、公共施設、他の博物館施設等）
- (4) 当館ホームページ 本市公式ソーシャルメディア 館内掲示
- (5) 報道機関への情報提供
- (6) イベント関連サイトへ情報提供（日本博物館協会、インターネットミュージアム、文化遺産オンライン、科学館ポータルサイト、埼玉文化イベント情報、すくパラ倶楽部等）

13 展示企画 戸田市立郷土博物館学芸員

石川達也、最上志乃、山田あさぎ、吉田幸一